

開会及び開議の宣告

田中敏雄 議長 17番菅原恵悦議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから平成18年12月横手市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番堀田賢逸議員、20番石井正志議員を指名いたします。

会期の決定

田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、本日から12月22日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は19日間と決定いたしました。

議長報告について

田中敏雄 議長 日程第3、議長から議長報告、監査委員より例月出納検査報告書並びに財政援助団体等監査報告書がそれぞれ提出されましたので、お手元に配付しております。

市長の当面の市政運営についての所信説明

田中敏雄 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成18年12月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考え方として所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題等についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、内閣府の11月期月例経済報告によりますと「消費に弱さが見られるものの、景気は回復しており、雇用情勢は厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。また、先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及し、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価

格の動向が内外経済に与える影響などには留意する必要がある」とされております。

しかし、都市部において景気好調とはいうものの、地方の実感としては景気回復からほど遠い感じがいたしております。

また、地方自治体を取り巻く環境は、三位一体改革や市町村合併などのさまざまな制度改革に加え、行政需要の増大とともに財政運営は一段と厳しさを増しております。

このような状況下、平成19年度に向けた行財政運営の基本姿勢として、総合計画を最大限尊重しつつも、限られた財源の中、見直すべきものは積極的に見直し、財政の効率化、健全化を図りながら、みずからの知恵と責任で、多様化する行政課題に着実に取り組んでいかなければならないと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2つ目に、平成19年度予算編成方針についてであります。

平成19年度の予算編成は、昨年度の積み上げ方式による予算編成の反省を踏まえ、枠配分方式による「分権型予算編成」を行うことといたしました。これは、各部局等が市民ニーズや優先順位などを考えて、配分された一般財源の範囲内で予算を編成する方法で、人件費枠、義務的経費枠、繰出金枠、標準事業枠、建設事業枠、地域局提案枠、政策事業枠の7つの枠を設定して編成することにしております。

この編成方法によって、政策形成に向けた職員の参画と資質の向上や市民への説明責任の遂行、地域の特性を生かしながら市としての一体的な施策の展開などのほか、収支のコントロールが比較的容易になるという効果が期待されます。

景気回復の実感が乏しい当地域の経済情勢や、三位一体改革に伴う税源移譲、新型交付税の導入など、財源の確保に当たっては不透明で厳しい状況が予想されますが、限りある資源を有効に活用し、事業の必要性や優先順位などを十分審査し、市民の期待にこたえ、市民サービスの確保と向上を図ることのできる予算案となるよう精査してまいります。

3番目に、新たな施策などへの取り組みについてであります。その中の1つ目、秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてであります。

平成20年度から実施される「後期高齢者医療制度」の運営主体となる、全県の市町村が加入する広域連合につきましては、平成18年度中の設置が義務づけられていることから、8月28日に秋田市長を会長とする「秋田県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を設立し、同時に、秋田県市町村会館内に準備事務局を設置して準備を進めております。

10月30日の第2回設立準備委員会において、秋田県後期高齢者医療広域連合の規約案が決定されたことに伴い、全県一斉に12月定例議会に広域連合の設置案を提案することとなりましたので、ご審議いただきたく、よろしく願いいたします。

広域連合の規約案の内容であります。規約全体の構成は、国から示されたモデルを基本的に構成されております。執行機関は、広域連合長と副広域連合長2名で組織し、議会構成については、市長、町村長、市議会議員及び町村議会議員からそれぞれ6名の24名で構成する規定となっております。

また、議員の選挙方法は、市長会、市議会議長会などの関係団体、または、一定以上の関係者からの推薦者が候補者となり、各市町村議会において選挙を行う規定となっております。

次に、広域連合の経費の負担であります。均等割10%、高齢者人口割40%、人口割50%の負担割合としております。

2つ目の障害者自立支援サービスについてであります。

障害者自立支援法の本格施行に伴い、障害者地域生活支援事業が10月からスタートし、相談支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴事業などを多くの方々からご利用いただいております。今後も障害のある方々が自立して日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの総合的な提供に向け、環境の整備に努めてまいります。

また、既存施設での受け入れが困難であるため、関係団体から強い要望をいただきました知的障害者通所授産施設の設置につきましては、旧神産婦人科医院の改修により対応することとし、平成19年4月の開所に向けて、今定例議会に關係予算を計上しております。

事業所規模は定員20人で、市が設置し、管理運営は指定管理者制度に基づく委託にしたいと考えております。

サービス内容は、日中活動系サービス・多機能型で、生活介護と就労支援B型を実施する予定であります。

工事内容といたしましては、旧神産婦人科医院の2階と3階部分の改修により作業スペースなどを確保し、活用するものであります。

3つ目のヤマト運輸株式会社秋田横手コールセンター進出についてであります。

企業誘致につきましては厳しい状況が続いておりますが、11月13日の秋田県知事の記者会見において、県の誘致企業として、ヤマト運輸株式会社秋田横手コールセンターの横手市進出が発表されました。このコールセンターは、横手市卸町にある現在の横手営業所を改装し、12月1日から開設するものであります。

当初は常用雇用者7名、パート・派遣社員120名でスタートし、来年度以降は150名まで拡充する計画であります。

主な業務内容は、東京都のお客様からの宅急便の集荷・再配達の電話への対応となっており、今後事業が順調に推移すれば、東京都全域を担当することになるようであります。

市といたしましては、パート社員から常用雇用者への登録制度もあるようですので、雇用確保と定着について、ハローワークと連携しながら進めてまいりたいと考えております。

4つ目の新たな許認可事務についてであります。

秋田県から本市への権限移譲事務は、平成17年度までに23項目、本年度が12項目で、合わせて35項目となっておりますが、平成19年度には新たに16項目について受け入れすることで、現在協議が行われております。

建設部関係の具体例として、都市計画法に基づく開発行為の許可、また、駐車場法に基づく、都市計画区域内の面積が500平方メートル以上の有料駐車場などの路外駐車場を設置、あるいは変更する場合の届け出先、及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく、高齢者向け優良賃貸住宅供給計画の認定などに関する事務が、県から市へ移譲される予定であります。

また、県からの権限移譲事務のほか、現在、県平鹿地域振興局で審査を行っている建築確認申請について、事務の簡素化を図るため、市独自に建築主事を配置し、木造住宅を中心とした一部建築物の確認業務を行う予定であります。

以上の事務手続について、平成19年4月より市で業務を開始するための条例、規則の改正などの準備を進めておりますが、建築確認申請については、条例案と補正予算を今議会に提案しております。

5つ目の学校統合の経過についてであります。

市立小・中学校の通学区再編に係る学校統合について、9月の議会全員協議会で中間報告をしてからの経過をご報告申し上げます。

学校統合について教育委員会では9案を提案いたしておりましたが、この9案に該当する学校が所在する5地域協議会に9月25日付で諮問いたしました。既に横手地域協議会を除く4地域協議会からは答申が示されており、その内容は、おおむね妥当との意見でありました。

各当該校には順次説明会を開催してきており、ほとんどの学校で終えましたが、取り立てて反対の意見はなく、また、多様な意見を拝聴することができました。

今後とも、保護者や地域住民の方々との会合を多く持たせていただき、合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。

なお、今議会に、保呂羽小学校と大森小学校の統合に伴う、学校設置条例の一部改正案を上程いたしております。

4番目の平成18年度事業の進捗状況等についてであります。

1つ目、横手市総合計画についてであります。地方自治法に基づく横手市総合計画について、合併前の各議会で議決いただいた新市建設計画をベースに、策定委員会の各部会で検討を行った素案を、横手市総合計画審議会及び各地域協議会に諮問いたしました。

その概要としては、まず、本総合計画により全市民が、あらゆる活動に「スクラム」を組みながら住みよいまちづくりを行い、新市の発展を目指すという意気込みを込めて、「ふるさとよこてスクラムプラン」というサブタイトルをつけております。

また、基本構想に掲げる市の将来像を「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」と定め、その実現に向けて、「人にやさしく住みよいまちづくり」など6つの基本目標を施策の基本的方向と定めております。

さらに、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、基本目標ごとに39の施策大綱を定めた上で、基本計画には、それぞれの施策大綱別に具体的な施策の進め方や主な予定計画事業を掲載した総合的な計

画となっております。

その結果、総合計画審議会並びに各地域協議会から、それぞれ「了」とする答申をいただきましたので、横手市総合計画の基本構想に関する議案を今議会に上程いたしております。

なお、審議会及び協議会において出された意見や要望については、総合計画に反映させた部分もありますが、できなかった部分についても、可能な限り事業実施に当たっての参考とさせていただきます。

2つ目の第2回「私のまちの市長室」の開催についてであります。

10月25日、増田地域をスタートに、11月20日まで各地域局単位で、第2回「私のまちの市長室」を開催いたしました。

今回は「語ろう横手の未来!」、「語ろう明日の横手!」を共通テーマに、若い年代層の30代と40代の方々を中心にご参加いただき、フリートークで、しかも市民と私がキャッチボール形式で対話ができるようなスタイルで実施し、農業や教育、雇用、住民活動などの各種取り組み事例について多くの意見・提言をいただきました。

また今回は、身近で話しやすい会の雰囲気づくりと「市民と行政の協働」の意義の浸透を図るため、ご参加いただいている方の中から進行役をお願いいたしました。

こうした取り組みについて、ご参加いただいた方々からは「充実感があった」というようなコメントもいただきました。これからもいろいろな年代の方々と話し合う機会を数多く設けていきたいと考えております。

3つ目の十文字地域での光ファイバーによる超高速通信の提供についてであります。

市内全域で超高速通信回線利用を可能とするため、民間通信事業者へ設備設置を要望しておりました、光ファイバーによる高速通信サービスにつきまして、横手地域に続き、平成19年1月から十文字地域でサービスが開始されます。十文字地域での利用者動向が、今後の通信事業者の他地域での光ファイバー敷設の判断基準となるため、多くの市民が超高速通信回線でインターネットなどのサービスを利用していただくことを期待しております。

4つ目の秋田わか杉国体についてであります。

秋田わか杉国体の準備状況並びにリハーサル大会についてご報告いたします。

初めに、準備状況についてであります。8地域局へ新たな啓発看板の設置を行ったほか、市内の3ロータリークラブと7ライオンズクラブのご好意により、横手駅前に立派な歓迎塔が完成いたしました。来年10月まで、国体のPRと全国から訪れる方々をお迎えするシンボルとして大きな役割を果たしてくれるものと思っております。

また、市内小学校にお願いした都道府県応援のぼり旗やプランター飾り花がりハーサル大会に彩りを添え、好評をいただきました。

次に、国体リハーサル大会についてであります。10月21日から5日間の日程で全日本社会人ホッケー選手権大会が、また、11月2日から4日間の日程で全国都道府県対抗ボウリング選手権大会が開催さ

れ、熱戦が繰り広げられました。

なお、今回の大会では、延べ688人の市職員のほか、ボランティアを含む市民協力員延べ192人の方々にご協力をいただき、本番同様の実施本部体制で臨み、スムーズな運営により大成功のうちに幕を閉じることができました。

ご協力をいただいた皆様には改めて感謝申し上げます。

今後は、今回のリハーサル大会を十分に検証し、本大会に備えてまいります。特に市民運動の盛り上げについては、地域局単位に推進組織づくりを図り、それぞれの地域の特徴を生かした市民運動を展開してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくご支援をお願いいたします。

5つ目の横手市水防計画の策定についてであります。

10月31日、水防法に基づき、水害による被害を軽減し、市民などの安全を確保する目的で横手市水防計画を定めました。

水害による被害を軽減するには、河川整備や治水事業等の施設整備が重要であります。本計画は、水防活動などソフト面での対策について定めております。

この計画は、従来の水防計画における堤防の決壊などの洪水に加え、近年の水害事象を考慮し、記録的な降雨や集中豪雨による道路や市街地にあふれる水の害などにも適用することとしております。

市の責務として、水防組織や水防施設などを整備することや、随時区域内の河川等を巡視し必要な措置をとること、予報警報体制、警戒避難体制の充実及び浸水想定区域を市民の皆様へ周知するため、ハザードマップを作成して配布することとしております。

また、市民の役割として、みずから危険を察知し、自主的に避難することや、市や水防機関が行う避難勧告・指示などに従うこととしており、この計画の策定により、円滑かつ迅速な水防活動を実施するものであります。

6つ目の指定ごみ袋手数料制の統一に係る住民説明会についてであります。

9月19日の十文字地域説明会を皮切りに、来年度からの指定ごみ袋による手数料制の統一と、これに伴う分別収集ルールの変更点などについて住民説明会を開催しております。

これまでに、横手、増田、平鹿、大森及び山内の各地域では地区ごとの説明会を終えたほか、他の地域でも市政協力員や環境美化推進員、環境衛生指導員の皆様への説明を行っているところです。地区ごとの説明会は年内にはすべて開催する予定ですが、この後も住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、混乱なく新しい分別収集に移行できるよう、市報などでのお知らせ、出前トークや地域の会合などあらゆる機会をとらえて周知活動を行ってまいります。

7つ目の旧東部斎場の利活用についてであります。

旧東部斎場の利活用については、ペット斎場を計画している方に売却することとし、市報及び市のホームページで公募いたしましたが、応募者がありませんでした。老朽化した建物の維持や人体の火葬施設であったことなどが、応募に至らなかった要因と思われます。

今後の取り扱いについては、ペット霊園の整備を前提に、意見交換会に参加された方々の意見などを参考にしながら、解体して更地での売却も視野に入れ、再度検討してまいります。

8番目の杉沢地区農地の違反転用についてであります。

杉沢地区農地の違反転用につきましては、去る10月16日に開催されました全員協議会において、その経過と概要について、また、今後の対応として、関係法令に従い厳正に対処する旨、ご説明いたしておりますが、その後の動きについてご報告申し上げます。

10月13日に、上台地区におけるペット霊園建設に反対する住民の会から要請書の提出を受けておりましたが、同月27日にこれまでの経緯と今後の対応について回答いたしております。

その後、10月31日に開催された農業委員会運営委員会に当人から出席いただき、これまでの経緯や今後の改善について説明を求めましたが、今後の対応については後日回答したいとし、11月6日に回答がありました。

しかしながら、農業委員会が求めた農地法に基づく改善については一切触れられていなかったため、再度、回答を求める文書を11月7日付で送付いたしておりますが、これに対する回答は得られておりません。11月17日に開催されました農業委員会運営委員会の協議に基づき、改善に向けた回答が得られなければ農地法に基づく勧告をする旨伝え、文書で通知いたしております。

9つ目の農業振興についてであります。

平成18年産の水稻作付面積は、1万806.5ヘクタールでありました。

心配されました作柄については、8月からの天候回復で順調に推移し、作況は、県全体で100、県南は101と平年並みでありました。

また、病害虫対策についても、農家の適切な対応により、2等以下格落ちの大きな要素を占めていたカメムシ被害も昨年と比較して大幅に減少した結果、昨年90%に達しなかった1等米比率も、JAふるさとで97%、JAおものがわで90.7%、主食商業組合系で92.6%と大きく改善されております。

来年度から「米の新たな需給調整システム」が始まり、農家・農業団体が主体的に需給調整を実施することになりますが、市としましても「横手市水田農業推進協議会」と一体になって、行政の役割を十分に担いながら水田農業構造改革を推進してまいります。

品目横断的経営安定対策については、集落営農組織が現在37組織設立されておりますが、年度末までには50組織ほどの設立が見込まれ、推進補助金の補正予算を今議会に提案しております。

今後、担い手個別農家に対する加入に向けた取り組みを推進し、4月まで250経営体の加入を目指します。

一方、農地・水・環境保全向上対策であります。現在、市内122地区で導入予定であり、面積は1万970ヘクタールとなっております。

県では現在、事業導入を容易にするため、財源などの関係から面積当たりの単価を引き下げる案を検討中とのことであり、確定次第ご報告申し上げますが、いずれにいたしましても、新事業であり、各農

家や地域の方々から事業の趣旨を十分ご理解いただきながら進めてまいりますので、ご指導、ご協力をお願いいたします。

また、11月23日に明治神宮で挙行された農林水産祭式典において、7月に「豊かなむらづくり全国表彰事業」で農林水産大臣賞を受賞した十文字・中村集落が、同表彰事業の大臣賞受賞集落から選考される「日本農林漁業振興会会長賞」を受賞しております。

10番目の都市と農村の人的交流についてであります。

10月には、増田地域と長年交流のある京都生協の会員の皆さんや、安全な食糧農産物の物流や環境保全型農業の推進、また、都市と農村の人的交流などの運動と事業の一層の推進について基本協定を締結した、首都圏のパルシステム生協連合会の会員の皆様が、当市を訪れ、稲刈りやリンゴ狩りなどの農作業体験を通じ、当地域の農業への取り組み状況を視察していただきました。

こうした取り組みは、農産物の品質もさることながら、産地としていかに資源循環・環境保全型農業を実践しているかの確認であり、食品の生産・加工・流通・消費・廃棄までの安全・安心のためのシステムを、生産者と消費者が一体となって構築しようとする活動の一端でもありますので、今後もこうした交流事業を積極的に推進し、消費者に「誇りと自信を持って」お届けできる産地づくりに取り組んでまいります。

次に、特産品のマーケティング活動についてであります。

マーケティングを主目的とした物産展を10月27日から29日まで仙台市フードマーケットフジサキで、また、11月15日から21日まで伊勢丹立川店で開催いたしました。

仙台市においては、シイタケ生産者やマーケティング相談のあった食品製造会社とともに、消費者の反応を確かめながら販売を行い、今後の商品へのフィードバックが期待されるところです。

立川市の物産展については、合併後初めてJ A、県、市の3者連携により開催したもので、J Aからの情報提供と呼びかけがきっかけとなったものであり、連携の歯車がうまくかみ合ったものと思っております。J Aには感謝申し上げるとともに、今後も市民のやる気を生かす連携を深めていきたいと考えております。

次に、除雪対策についてであります。

12月1日、全除雪担当職員参加のもと、「平成18年度除雪対策本部開所式」を開催いたしました。開所式では、昨年の豪雪時の課題などを踏まえて策定した除雪基本計画や安全作業に徹することなどを確認し合い、冬期間の道路交通の確保に向けて、職員・作業員一同決意を新たにいたしました。

特に今年度の除雪基本計画では、除雪車への2人乗車体制などによる徹底した「安全運行」と「地域局間の連携作業」を最重点項目として位置づけるとともに、効率的な除雪路線の編成を行うため、県との交換路線を拡大しております。

さらに、町内会等除雪活動費補助金については、今年度から全市で統一した運用を行うことにしており、既に各地域から寄せられた施設整備等に係る補助申請の受け付けを終え、今後は電気料や施設の修

繕に対する補助を行う予定になっております。

また、流雪溝・消融雪施設の維持管理や小路対策への取り組みなど、快適な冬を過ごすため、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、身近な生活道路の雪対策に万全を期してまいります。

次に、都市計画マスタープランの策定についてであります。

都市の将来像やまちづくりの方針を示した向こう20年間の長期計画として、平成18年度から3カ年で都市計画法に基づく都市計画マスタープランを策定いたします。

本年度は、都市機能や都市構造の方向性を検討し、一体的な都市計画として運用を行うための条件や課題を整理するとともに、都市計画区域再編の方向性について検討整理することを目的に、マスタープラン策定基礎調査業務委託を発注しております。

県においても、合併市町村における都市計画の見直しや都市計画マスタープランの策定などによる新たなまちづくりを支援するため、その基礎資料となる都市計画基礎調査を発注しておりますので、県と共同して作業を行っております。

また、この基礎調査の作業を実施するに当たり、都市計画基本図や地形図を作成するため、本年度は横手市全域の航空写真撮影が終了し、既存の4都市計画区域を含む約280平方キロメートルについて図面化をするための作業を行っております。他区域については、平成19年度に図面化を実施する予定となっております。

次に、JR駅周辺の整備についてであります。

JR横手駅周辺地区の「都市再生整備計画」に基づき、平成19年度からのまちづくり交付金事業の採択に向け、国に対し本要望申請を提出いたしました。交付金対象期間の5年間で実施する概算総事業費は約50億円となっておりますが、個々の事業を実施する段階で事業費が確定してまいります。

また、平成17年度横手駅東西自由通路等構想の成果を踏まえ、JR東日本と協定を締結いたしました基本計画図の作成や概算工事費を算出するため、基本計画調査委託業務が12月下旬に完成する予定であります。現在の計画では、東西自由通路のほか、橋上駅舎や東西に待合室、東口には観光案内所などを整備する計画となっております。概算事業費は約28億円となっておりますが、平成19年度に予定をしている基本設計や、平成20年度に予定している実施設計の段階で事業費が確定してまいります。

十文字駅周辺開発事業については、駅周辺世帯を対象に実施したアンケートの調査結果を踏まえ、年度内に地域関係者によるグループミーティングを実施し、問題点の把握と課題の整理、整備の方向性について検討してまいります。

横手駅前地区市街地再開発事業については、準備組合内に建設検討会を設立して、分譲・賃貸マンションや商業施設の施設計画の検討を重ねております。あわせて、再開発事業の説明会を開催し、民間企業へ事業参画を呼びかけたところ参加意向が示されたため、準備組合で交渉を進めております。また、事業計画策定のため準備組合が発注した現況測量や土地建物調査などに着手しております。

公共公益施設については、庁内推進会議を開催し、地域情報センターや健康の駅、子育て支援施設な

どの施設を備えた約5,300平方メートルの施設案を検討いたしております。

本年8月に施行された「まちづくり三法」の改正により、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画を作成し、内閣総理大臣がその認定を行い、政府は、認定を受けた基本計画に基づく事業などに対して集中的かつ効果的に支援を実施することになりました。この認定を受けるため、現行の「横手市中心市街地活性化基本計画」を基本として、認定基準に沿った計画を作成するための補正予算を今議会に計上しております。

次に、高機能消防指令センター総合整備事業進捗状況についてであります。

消防本部指令システム工事については、6月議会において工事請負契約締結の議決をいただき、10月より建物改修工事に着手いたしました。

工事の状況としましては、機器の搬入、据えつけ段階に入っており、工事全体としての進捗率は80%となっております。

なお、高機能消防指令センターの稼動時期につきましては、現在のところ平成19年2月中旬ごろを予定しております。

次に、道の駅事業についてであります。

9月23日に着工いたしました地域振興施設につきましては、11月末現在での本体工事の進捗率は17%となっております。

農産物直売所につきましては、出品希望者85名で直売グループ運営協議会を設立し、オープンに向けて準備を行っております。

また、環境にやさしい道の駅を目指し、地元商工会や自治会、石油業者などによる資源循環推進協議会を立ち上げて、県のゼロエミッション確立支援事業に取り組み、廃食用油を回収の上、BDF燃料として活用し、資源循環を図っていききたいと考えております。

なお、運営につきましては、指定管理者制度の導入により、新たな民間会社に委託することを目指しており、現在、地元の方々を中心に、会社設立に向けた準備を進めていただいております。

次に、食生活改善推進事業についてであります。

健康づくりのための食生活の普及と地域住民の健康づくりを目指して、食生活改善推進協議会平鹿支部が発足しました。各種の研修を重ねながら、地域局主催の食育教室への参加や、高齢者健康福祉まつりへの協力などの活動を始めております。会員は、平成17年度県事業の健康推進ボランティア養成講座を自主的に受講した8名で構成されており、今後ますますの活躍が期待されます。

次に、高齢者のための筋力向上トレーニング教室についてであります。

9月4日、介護予防を目的に、十文字地域で初めての「高齢者のための筋力向上トレーニング教室」を十文字地域局西出張所に開設いたしました。

教室は、月曜日と木曜日の週2回、3カ月間を区切りとして行われ、現在、65歳から80歳までの市民12人が、「誰もが無理なく楽しく簡単に」を合言葉に、筋力トレーニングや有酸素運動などにゆっくり

としたペースで取り組んでいます。

1月からの第2回目の教室開催を待ち望む市民の声も多いことから、今後も高齢者の元気づくりを積極的に支援してまいります。

次に、スイカ糖についてであります。

農産物加工グループ「おものがわ夢工房」が7月にスイカ糖の製造を復活させてから、秋田市のアトリオンや秋田ふるさと村などで販売実績を上げているほか、全国各地からも注文があり、販売数は10月末で1,500個ほどであります。

製品化に際しましては、各分野の専門家からの指導、助言をもとに、包装にもこだわり、伝統の味を残そうと取り組んだ結果、秋田県特産品開発コンクールで奨励賞を、秋田県種苗交換会では全国農協中央会長賞、県知事賞を受賞しております。

今後ともグループの活動を支援してまいりたいと思います。

次に、「そば」による地域振興についてであります。

増田及び山内地域では、農地の荒廃防止や地域特性に合った水田転作作物として「そば」を導入しており、これを活用した地域振興に取り組んでおります。

増田地域においては、現在約20ヘクタールでそば栽培が行われており、収穫された玄そばを使った「三平そば」は、田舎そばとして好評いただいておりますが、平成16年度からは、さらなる付加価値をつけようということで本格的にそば焼酎の開発に取り組み、このほど製品化されました。

増田が誇る内蔵と、増田地域が昔から蛸町と称されていたことから、「蔵蛸（くらぼたる）」と命名し、ことしは2,000本を限定販売することとしております。まるやかな口当たりとコクがあり、さわやかに仕上がっておりますので、ぜひご賞味ください。

また、山内地域においても、10月から11月上旬まで収穫が行われ、ことしの「そば」は、品質もよく豊作で、昨年の9トン大きく上回る12トンの収穫となり、「道の駅さんない」などで消費される1年分の地元産「山内そば」を優に確保しております。

10月14、15日には「道の駅」で、また10月29日には「鶴ヶ池荘」で、それぞれ「新そばまつり」が開催され、そば愛好者の皆様に「新そば」の香りと食感を十分に堪能していただきました。

次に、「たいゆう緑花園」についてであります。

ことしで7年目を迎えた「たいゆう緑花園」では、ことしもサルビアやマリーゴールドなどが色鮮やかに咲き誇り、市民はもとより、県外からも多数の方々を訪れ、憩いのひとときを過ごされておりました。

また、今年度は、同園の花を摘んでつくった押し花に、心に残る一言を添えていただく「押し花に心をそえて・・・」事業を実施いたしました。なお、応募のありました87点の作品については、11月29日に審査を行い、入賞者5名を決定いたしております。

今回応募された方々からは、「押し花をつくる喜びと感動を与えていただいた」との感謝のお手紙や、「今後も夢を与えてくれる企画をお願いしたい」とのご要望もいただいております。

5番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は6億9,272万4,000円で、補正後の予算総額は494億6,954万9,000円であり
ます。

その主なものを申し上げますと、ネットワーク構築事業に445万2,000円、身体障害児（者）補装具給
付等事業に1,126万2,000円、身体障害者自立支援給付事業に385万4,000円、知的障害者自立支援給付事
業に1,128万2,000円、精神障害者自立支援給付事業に865万3,000円、社会福祉施設整備事業補助金に
4,000万円、福祉医療給付費（単独分）に2,013万8,000円、障害者支援施設整備事業に4,003万4,000円、
延長保育事業に3,161万円、保育所運営費、これに4,216万6,000円、経営所得安定対策事業に300万円、
道路災害復旧事業（凍上災）に3億8,006万1,000円などであります。

6番目の9月議会定例会以降の市政等についてであります。まず1つ目、十文字消防団第3分団の
全県優勝についてであります。

9月5日、由利本荘市岩城内道川の秋田県消防学校放水訓練場で、第43回秋田県消防操法大会が開催
されました。

大会には、県内9支部から代表となった小型ポンプ操法の部10隊及びポンプ車操法の部8隊が出場し
て競技が行われ、両競技に出場した十文字消防団第3分団が、過去2回の全国大会出場を誇る小型ポン
プ操法の部において、見事な操法を披露し、優勝を果たしております。

ポンプ車操法の部では惜しくも第5位という結果に終わりましたが、来年はさらなるご精進によりと
もに優勝ができるよう、大いに期待するものであります。

次に、外国語版市民ガイドブックについてであります。

日常生活をする上で必要な各種の行政手続や生活上の決まりを中国語版、韓国語版、英語版に翻訳し
た市民ガイドブックが8月24日に完成し、9月12日に日本語教室受講生をはじめ関係者団体に送付し、
御利用いただき喜ばれております。

個人情報保護の観点から、該当する方々すべてに配布することができないため、各地域局市民生活課
窓口にて備えておりますので、ぜひご活用願います。なお、行政のこうした取り組みは、県内では秋田市
と当市のみであり、評価をいただいているところでもありますので、ご報告いたします。

次に、新市誕生一周年記念事業についてであります。

新市誕生一周年を記念し、10月1日に平鹿生涯学習センターを会場に記念式典並びに記念講演を開催
し、10月21日、22日の両日には秋田ふるさと村を会場に「横手まるごとフェスティバル」を開催いたし
ました。

記念式典には市民約300人の出席をいただき、1個人、5団体に感謝状を贈呈したほか、民俗研究家
の結城登英雄氏による「まちを元気にしよう」と題した講演を行いました。また、記念事業として、市
内全戸に「全市マップ」及び「市内施設無料券マップ」を配布して、ご利用いただいているところで

一方、「横手まるごとフェスティバル」では、市内各地域の団体による33の祭りや伝統芸能の披露、50を超える朝市や物産業者などに出店をいただきました。

また、友好交流都市の神奈川県厚木市、茨城県那珂市や岩手県北上市も参加をいただき、伝統芸能を披露していただいたほか、屋台では、三国同麺協定書を交わしている静岡県の「富士宮やきそば」や群馬県の「太田焼きそば」に長蛇の列ができるなど、2日間で1万5,000人の来場者でにぎわいました。来場者からは一様に「地域に密着したすばらしいイベント」、「横手の底力を見た」などの感想が聞かれ、開催目的の一つであった、新市の一体感の醸成を図ることができたものと考えております。

次に、明海大学留学生との交流事業についてであります。

10月7日から2泊3日のスケジュールで、千葉県にある明海大学の留学生10人が横手市内の家庭に宿泊して交流・親睦を深める事業を実施し、ブドウ狩りやリンゴもぎ取りなどの収穫体験を楽しんでいただきました。この事業は、今回で13年目24回を数え、これまで旧横手市と旧山内村で実施していましたが、新市になり横手市ホストファミリー友の会として統合したほか、実施に当たり横手全域にホストファミリーを公募したところ、十文字と雄物川地域などで新たに4家族に参加していただきました。市民レベルでの国際交流の輪を広げていただくため、大事な事業として今後も推進してまいります。

次に、「スポーツフェスタたいゆう」についてであります。

集落対抗で総合順位を争う今年の「スポーツフェスタたいゆう」も、2月のスキー大会から始まり、10月8日のスポーツレクリエーション大会ですべての大会が終了いたしました。

この間、卓球やゲートボール、おはよう野球など11の大会にお年寄りから子供さんまで延べ1,000人以上の皆さんから参加いただき、盛大に開催することができました。各種大会に参加いただいた市民の皆様をはじめ、体育指導委員や体育協会など、それぞれの大会を支えてくださった方々に厚く御礼を申し上げます。

次に、「まつたけマラソン大会」についてであります。

10月9日の「体育の日」に、第19回横手市雄物川まつたけマラソン大会が盛大に開催されました。

大会は、雄物川庁舎前を発着点に、5キロ、10キロ、20キロの3コースで、年齢や男女別に14部門に分かれ、賞品のまつたけ獲得を目指し、遠くは静岡県から、さらには今年は友好都市である厚木市からもスポーツ交流事業として3名の選手に参加いただくなど、741名の参加者が、日ごろ鍛えた健脚を競い合いました。

汗を流し懸命にゴールを目指す選手たちには、沿道に詰めかけた多くの市民から盛んな声援が送られました。

次に、3地域局でそれぞれ行われました産業文化祭についてであります。

10月15日には、好天のもと、十文字地域産業文化祭が開催され、農産物の直売、芸術文化協会の発表会や映画上映など、多くの方々に秋の一日を楽しんでいただきました。

10月29日には、あいにくの雨模様でありましたが、大森地域及び大雄地域において産業文化祭が開催

されました。

大森地域では、地域の方々が丹精込めて作られた文化作品や農産物など700点余りが展示されたほか、文化芸能発表では日ごろの成果が披露され、多数の参加者でにぎわいました。

また、大雄地域においては、例年のように新鮮野菜や加工品などを求める人、納豆汁の無料サービスや大抽選会などに地域内外から多くの人出があり、にぎわいを見ております。

次に、「水と樹木のシンポジウム2006」開催についてであります。

10月21日、横手川水辺のふれあいフェスタ事業の一環として行われた「水と樹木のシンポジウム2006」が、横手川と水環境を考える会主催、横手川流域の横手市・美郷町の共催のもと、紅葉の大松川ダム公園を主会場に開催されました。

当日は、第一部で、森林インストラクターによる「自然のしくみはおもしろい」と題する講話や記念植樹が行われました。

また、第二部は、横手市森林組合前に会場を移し、水と樹木の体感イベントと銘打っての小・中学校生による研究パネル発表、森林関係パネル展示や参加者の木工体験、新そばの試食も行われ、150名の参加者から、楽しみながら源流の森の大切さを改めて知ることができたと大変好評をいただきました。このふれあいフェスタは、横手川をもっときれいにするため、この後も続けていきたいと考えております。

次に、「奥羽横断駅伝競走大会」についてであります。

北上市、由利本荘市、横手市などの共催による、第46回奥羽横断駅伝競走大会を10月27日から29日の日程で開催いたしました。

県対抗の部5チーム、一般の部12チームが出場し、北上・横手・由利本荘間で健脚を競い、県対抗の部は青森が総合2連覇、一般の部では岩手自衛隊が3年連続3度目の優勝を飾っております。

長い歴史と伝統を持つこの駅伝は、スポーツ振興のみならず、経済・文化の交流にもつながっているものと思います。

次に、「第38回よこて菊まつり」の開催についてであります。

第38回よこて菊まつりが、10月27日から11月8日までの13日間、「菊香に導かれ、華迷宮」というテーマのもと、秋田ふるさと村を会場に開催されました。

期間中は好天に恵まれ、市民の皆さんはもとより、県内外の観光客を含め、ことしも5万人の人々でにぎわいました。

メイン会場の彫刻広場では、約3,500鉢の菊が、深まる秋の景色に彩りを添え、「功名が辻」をテーマとした菊人形2場面とともに、訪れたお客様に大いに楽しんでいただいたものと感じております。

また、横手市ダリア会によるダリア銘花展示大会が10月27日から2日間にわたり開催され、170鉢、大小500本のダリアの花で彩られ、菊まつりになお一層の花を添えていただきました。

開催期間中、横手地域局周辺では、飲食店での菊を使った料理でおもてなしをするTRY21主催の

「よこて食の菊まつり」や、横手菊の会による菊の場面展示、また、こうじ庵まつりなども開催され、市街地にもにぎわいを創出することができました。

次に、物産等PRについてであります。

10月30日から3日間の日程で、横手市平鹿町の「観光と物産展」が東京都駒込の染井銀座商店街で開催されました。市が平鹿町観光協会、平鹿町物産協会及びJAの協力を得て開催しているこの物産展は、ことしで4回目を数えます。特産品の米やリンゴをはじめ、漬物、昆布など平鹿町の味が格安で販売され、会場は連日、買い物客や親子連れなどでにぎわいました。

また、期間中に200グラム入りのあきたこまちの新米「ひらか米物語」1,200個を無料で配布し、安全でおいしい平鹿の味をPRいたしました。

11月4日には、大都市で生産者と消費者が交流できる市場を目的として、俳優の永島敏行さんが主催する「青空市場」が東京銀座で開催され、予想を超える大盛況の中で、首都圏十文字会の会員の皆さんとともに地元農産物や横手やきそばなどの販売とPRを行ってまいりました。

次に、里山ボランティアについてであります。

10月31日、「秋田わか杉国体参加者らを安全に気持ちよく迎え入れよう」と、軟式野球会場となる大森球場近くの山林で「里山ボランティア」が行われました。

松くい虫などにより荒廃した山林を整備、清掃しようというもので、大森町野球協会関係者や雄物川高校バレーボール部員、県内各地の林業関係者や各ボランティアなど、100人を超える方々の参加を得て行われました。被害木は300本、搬出した丸太は約2,100本にも及びました。ボランティア作業が完了した林地やその周辺は、強風による倒木や枝の飛散などの危険がなくなり、美しい里山の景観を取り戻しております。

次に、「平鹿りんご味覚まつり」についてであります。

11月3日、ゆっぶる駐車場を会場に開催された「平鹿りんご味覚まつり」は、6回目を迎えました。晴天に恵まれ、リンゴや農産物などの特産品の販売、りんご皮むき競争などのイベントや新品种「秋しずく」の試食会、ゆっぶる名物「りんご風呂」などが催され、たくさんの来場者でにぎわいました。

次に、「民俗芸能フェスティバル」についてであります。

11月19日、教育委員会、増田地域センター運営協議会主催で第4回民俗芸能フェスティバルを盛大に開催いたしました。これは、各地区特有の民俗芸能を觀賞し、理解を深めるとともに、後継者不足を抱える民俗芸能保存会を支援するため、日ごろの練習成果を披露していただくことを目的として行っております。今後もこうした貴重な増田地域の歴史豊かな伝統芸能の伝承のため、関係者と連携をとり事業を実施してまいります。

次に、技能功労者及び優良技能者表彰についてであります。

11月21日、合併後初めて技能功労者及び優良技能者の表彰式を行い、技能功労者8名、優良技能者4名の方々を表彰いたしました。

この制度は、60歳以上の方で25年以上の経験と卓越した技能を有するとともに、後継者育成などに貢献した技能功労者と、35歳以上60歳未満で15年以上の経験と極めてすぐれた技能を有する優良技能者を選考し表彰することで、横手市の技能の安定と地位向上を図ることを目的としております。

受賞された方々にはさらに精進していただき、地域発展のためになお一層技能を生かしていただければと思っております。

次に、「イキイキ職場支援フォーラム」の開催についてであります。

11月22日に秋田県と共催で、知事と語ろう「イキイキ職場支援フォーラム」を横手市内で開催しました。このフォーラムは、男性も女性もともに生き生きと働くことができるよう、男女共同参画の取り組みを進め、仕事と家庭の両立支援を図ることを目的に開催されるもので、当日は、旭化成株式会社人事労務センター田中E O推進室長の講演のほか、市内の10社が知事と男女共同参画宣言事業所として協定を締結するなど、事業所の意識の高さを拝見したところであります。

また、パネルディスカッションでは、事業所内でのさまざまな取り組みや工夫が従業員の労働意欲を高め、会社の業務成績アップにつながっている事例もありましたので、市としても今後、男女共同参画行動計画をもとに、各関係機関と連絡を取り合い、事業展開をしてまいります。

そして、終わりではありますが、今議会に提案しております案件は、同意案件2件、専決報告案件1件、条例の制定など条例関係議案8件、平成18年度特別会計への繰り入れ額の変更案件2件、平成18年度一般会計補正予算案など補正議案23件、横手市総合計画基本構想などその他議案6件の合計42件であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

報告第41号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第5、報告第41号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第41号専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、車両事故による損害賠償額を定めること及び和解に関することについて専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

その内容は、平成18年7月7日金曜日午後5時ごろ、横手市安田字向田地内の市道赤坂総合公園東線におきまして発生いたしました車両のパンク事故につきまして、損害賠償を定めたものでございます。

事故の概要は、横手地域局地域維持課の管理道路におきまして、被害者が十字路交差点停止線付近を走行時、道路上のくぼみに車輪を落とし、損傷したものでございます。

損害賠償額は13万3,770円で、車両修理費用の過失割合50%を賠償するものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全額保険の方で補てんされる予定となっております。

以上、ご報告いたします。よろしくようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） これ見過ごせば見過ごしていい話なんですけれども、前が7月で、何か時期がこの前の事故と逆に和解が後なので、見間違うので、言っただけいいかどうかという部分の中で判断が迷うわけなんですけれども、現在どうなっているかという部分の中でお聞きしたいと思います。4点あります。

1つは、これはこの間もですけれども、その交通量がどうなっていたのかということでもあります。たった1台しか通らなくてこの当該車両がこのような状況になった、そういう状況の中では、やはり弁償しなければいけないその可能性というのは非常に大きい。しかしながら、何十台も通る中でこの当該車両だけがパンクをして、その固定した車に対して賠償責任を負う、こういう部分については、私は、少なからずの疑念を持ちます。その点について、交通量がどうなっていたのか、なぜこの車だけが壊れたのか、そのことが1点目であります。

2点目、道路状況はどうなっていたのか。特にそこに佐藤建設部長がおります。私は、今、道路行政、確かに十分なものではないけれども、十分な努力はなさっておる、そのように認識をしております。そういう中で、このように賠償責任を負わなければならないようなくぼみをなぜ見つけられなかったのか。賠償する以上、道路にやはり責任がある。それについてのその現状の認識とこれからについて一言、部長にお言葉をいただきたい。

3点目、なぜ横手地区だけなのか。これは、横手の地域維持課が能力がないのか、この辺の分析はどうなっているか、その点をお聞きします。

4点目、こういう事故が多い、非常に車の保険については、1つ事故を起こすと、普通の民間保険でありますと、やはり等級がどんどん上がってしまっ掛金が高くなる。こういう我々みたいな役所の保険はどうなっているのか、賠償金の保険の状態はどうなっているのか。賠償金の掛金の総額、保険で賄われた額、事故の続出によって掛金の変動がどうなっていくのか。

以上4点についてご答弁をお願いします。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 4点ですが、私の方からは1番目と4番目の方をご答弁させていただきます。

交通量はどうであったのか、その車だけだったのか。交通量は、いわゆる場所は、野球場の方から13号線に向かって左側にサティを見まして、13号線の交差点付近でございますので、交通量は大分あったろうと思います。

それで、そのなぜ7月の事故が今の専決なのかと、今の時期、この前の9月定例会のときも似たような件がありましたが、今回、このようにおくれましたのは、市側ではそのときの状況、あるいは判例、あるいは保険会社等のご意見等も参考にいたしまして、被害者の方に過失割合50対50でご提案をいたしておりましたが、当事者の方は、市の責任の方がもっと多いのではないかと、そういうやりとりがございまして、和解に関しましては今まで延びてきたところでございます。

それで、その市側の責任の方が多かったのではないのかという、そういう相手側の対応というのかな、申し出に対しまして、交通量がそんなに少なかったわけではないのに、その車だけ被害に遭っている。ということは、そのときの状況、あるいはその道路状況を安全に運転する義務が大分多いのではないかと、そういういろいろやりとりがございまして、最終的には50対50と、そういう結論になったわけでございます。

それから、市側としては、穴が補修していないというのでなくて、その穴が、発見し、事故の防止をとり得たのではないかと、結果的にはその穴は修理されないで事故に遭ったわけなんです、そういう措置をすることができたのではないかとという瑕疵が市側にはあろうかと思えます。

それから、4番目の掛金の問題ですが、事故によって掛金の上下はございません。それで、この前の決算委員会的时候も近江議員さんからも、今までの掛金の状況、それから事故の発生の前の年と今年の比較等の資料の提示を求められておりますので、合併後の半年間はすぐ確認できたわけなんです、合併前の各8市町村の状況もございまして、その資料につきましては、準備でき次第ご提示申し上げたいなと、そのように思っております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 現状についてということで、議員からも大変厳しく、道路維持側が能力ないんじゃないかというようなご指摘もいただきながら、現状どうなんだというお話をいただいたわけでありませう。

私は、この場でも何回か申し上げたところでありますけれども、新市になってから、こういう事故等々をなくすために、とにかくパトロールを徹底しようということで、各地域局とも、それまでの旧来からすると相当念入りに、実はパトロールを行って、そういう危険な箇所を発見した際には直ちに改修なり補修なりをするという方針を徹底しながら、実はきょうまでやってきたつもりであります。

そういう基本的な構えでやってきたところでありますけれども、今回の事故については、そういう方針のもとにしっかり日常的にやっていたながらの事故でありますから、そういう点では、大変申しわけないことでありますけれども、まだまだ不十分なのかなという反省に立たざるを得ないわけであります。このことを受けて、いま一度改めて事故防止のために各地域局の道路センター等々を中心にしながら徹底を図っていかねばならないなというふうに思っているところでありますので、改めてしっかり指導するというをお誓い申し上げたいと思えます。

こんなところでよろしゅうございましょうか。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。横手区長。

伊藤喜代美 横手区自治区長併横手地域局長 ご質問の中で、なぜ横手地域局だけなのかというお話がありました。ご質問者は、基本的にこういう事故についてすべて市で賠償責任がないのではないかと、そういうようなお立場でのご質問だったと思えますが、横手地域局管内の道路だけが穴ぼこの道路だと

いうことではないというふうにはご理解をいただけたと思いますが、私は、交渉能力がないのかというようなお立場でご意見をいただいたというふうに認識していますので、そのことについてお答え申し上げたいと思いますが、先ほど財務部長からお話がありましたように、一応、過失割合は50対50だということで交渉に臨んだわけでありましたが、被害者の方からは、10か20しかないのではないかとというような形で、正式に意見書という形で申し入れがされたわけであります。

しかしながら、私どもの方では、相手は市民でありまして、最初から話にならないというふうな対応はできないというふうなことで、その後、被害者の方と二、三度、再度、保険会社の意向も踏まえながら交渉した経緯がございますので、最終的には被害者の方から50対50の過失割合でご理解をいただいたということでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第41号の報告を終わります。

同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第6、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 提案申し上げます同意第1号であります。教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げたいと思っております。

欠員となっております教育委員会委員に小松恵里子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めようとするものでございます。

小松氏は、9月に行った女性教育委員候補者の公募に際し応募された方でありまして、横手市大水戸町在住の49歳、東北学院大学を卒業後、気仙沼市や仙台市の民間企業に勤務された後、横手市に転居され、現在、図書館ボランティア、その他多くの子育て支援グループの一員として活躍されておられる方です。

よろしくお願いいいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第1号を起立により採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定いたしました。

同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第7、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 引き続き同意第2号でございますが、同じく教育委員会委員の任命についてご説明をいたしたいと思っております。

欠員となっております教育委員会委員に高橋準一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

高橋氏は、横手市安田字八王寺在住の61歳、東北大学を卒業後、秋田県教育委員会義務教育課主任指導主事、平鹿町立醍醐小学校校長、横手市立南中学校校長を歴任され、平成18年4月から横手市教育センター嘱託指導員をお願いしておるところでございます。

よろしくお願いいいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第2号を起立により採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時34分 休憩

午後1時10分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第104号～認定第140号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第8、認定第104号平成17年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第44、認定第140号平成17年度横手市総合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの37件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。

【決算特別委員長（31番柿崎実議員）登壇】

柿崎実 決算特別委員長 11月臨時会におきまして決算特別委員会に付託になりました認定37件について、その審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

認定37件の審査につきましては、11月14日に決算特別委員会を開催し、総務・厚生常任委員会の所管を審議する第一分科会、産業建設・文教常任委員会の所管を審議する第二分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。分科会審査は15、16日に行われ、すべて認定すべきものであります。11月24日に開催した決算特別委員会で各分科会長報告を受け、それを踏まえた総括質疑を行ったところであります。

総括質疑について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳入について、市税はもとより各種納付金の徴収率や納付率が低く、滞納繰り越しや不納欠損金が増大する傾向にある。改善策として、収納率向上対策委員会の設置を検討するとの報告があったが、その構成員はとの質疑に対し、当局より、今年度中に市税等の収納率を向上させるための委員会を設けたいと思っている。この構成員には管理職にも相当数入ってもらうことで、今、原案をつくっているところである。また、サービス使用料、利用料等につ

いても多くの未収金が発生しており、それぞれの部局ごとにそれに対応する委員会なるものをつくりたい。また、これらを束ねて全庁的に取り組むために、助役を本部長とする対策本部もつくってまいりたいとの答弁があったところであります。

また、善良な納税者に公平性を示す意味から、悪質な滞納者に対する財産の差し押さえなどの強い決意を示していただきたいとの質疑に対し、当局より、払うべき財産があっても意図的に払っていただけないという悪質な滞納者については、きちんとした対策はとるべきであると考えているとの答弁があったところであります。

また、滞納者の中には、病気などで、納めたくても納められない人もいるが、その対応は。また、収納率をどのようにして上げていこうとしているのかとの質疑に対し、当局は、納めたいけれども納められないという事情の方については、極力相談に乗っているし、今後も乗りたいと思っている。しかし、逆のパターンの人は、きちんとした調査を裏づけにしながら、毅然とした対応をしてまいりたい。また、県や国税とのタイアップなど方法論については、収納率向上対策委員会の中でさらに検討してまいりたいとの答弁がありました。

また、下水道事業について、公債費が7億6,000万円で市債が14億5,000万円であり、借金の約半分しか返済されていない。今のままで推移していくと債務残高は増え続ける一方ではないかと思う。したがって、近い将来、市の財政負担に大きくのしかかってくる心配がある。今後の下水道事業についての見解を伺いたいとの質疑に対し、当局より、公共下水道が地域の水環境をよくするために一番よい手法であることは、共通の認識であると思っている。したがって、国も公共下水道の推進に力を入れてきたところであるが、国も現在、財政再建等の絡みで公共下水道に対する事業枠を減らす傾向にある。しかし、先般、公共下水道の事業推進の懇談会があり、その際、公共下水道だけ単独に考えるのではなく、農業集落排水事業、合併浄化槽事業の3事業をトータルで考えるべきであり、その窓口を国土交通省がやるべきであると申し上げてきたところである。下水道整備は、初期投資の関係から加入率との見合いで進めなければならないだろうと思っているので、公債費の償還の見通しなども含め、もう一度精査して議員や市民の皆さんに説明したいとの答弁がありました。

また、学校給食費の未収金について、学校現場での責任が欠如していると思うが、お考えはとの質疑に対し、当局より、学校給食費は税とは違う意味合いを持っており、強制的に徴収できない状況にある。未収金については、教育現場で対応していくと保護者との間に問題が生じてくるため、行政がしっかりと対応を講ずるべきであると考えている。今後は、教育委員会の中に対策委員会を立ち上げ、取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、市民サービスはできるだけ落とさないために、自分たちでできる範囲の節約を進んで心がけるような市役所全体の努力はとの質疑に対し、当局より、全般的な財政運営、あるいは政策経費の使い方については、一にも二にもその政策に税金を使うことが、住民の皆さんにとってどれだけ価値があるかということの1点であり、その価値について住民の皆さんとお話をし、相談しながら、そして議会の皆

さんの声を聞くプロセスの中で、必ずよい予算編成、政策立案ができるものと思っている。状況は少しずつ変わるので、常に状況の変化に応じた判断をしながら、気を引き締め進めてまいりたいとの答弁がありました。

また、市債残高は特別会計を合わせると1,000億を超える状況であり、この借金をどのようにして減らしていこうとしているのかとの質疑に対し、当局より、新市においての予算編成の方針は、基本的には返済元金を上回らない起債は起こすが、それを上回る起債は起こさないこととしている。これを毎年度実施することにより、起債残高の圧縮に努めていくしか方法はないと思っているとの答弁がありました。

また、消友会について、全市的な組織はとの質疑に対し、当局より、消友会については、合併前のそれぞれの市町村の独立した組織として、消防のOBの皆さんの親睦や、応援、後輩の指導などで結成されていると思っているところだが、横手市全体の組織化については具体的な話は来ていない。そのような動きがあり、そのことが横手市全体の消防活動に寄与するものであれば、考えていかなければならないと思うとの答弁がありました。

また、マーケティング推進事業について、今現在どのようなメリットがあるか。また、今後について決意を伺いたいとの質疑に対し、当局より、費用対効果については、行政で支出した金額に対する明確な物差しは持ちづらいが、平成18年度に入り、少しずつ出ていると思っているところである。ただ、行政が商売することは無理であり、農業者やその周りの事業者の方々の支援をすることが我々の仕事であると思っている。そういう意味では、費用対効果として表しづらい部分が多い。その中で、成功例を丹念に拾い、成功事例、改善事例等の情報提供を積極的に行っている。また、農業をビジネスとして新たな展開をしたいという方々に相談業務を実施しているが、どれだけ応援していくかという部分に対しての目標設定をしたい。さらに、例えば新たな商品を製品として市場に出すことが幾つ必要か、相談に対してどのようなアドバイスをしたか、その相談件数はなど、具体的に数値として出せるものについては出していきたい。京都や北海道といったブランドがあるが、横手というブランドをどうしたらつくれるかという面で、マーケティング推進課がさまざまなアプローチをし、成功事例を出していくことが情報発信になると思っているとの答弁がありました。

また、歳入の不納欠損と未収金の額と歳出の不用額に対しての所見を伺いたいとの質疑に対し、不用額については、金額的にもこの大きな予算の中で数%ということはあると思う。現に工事の入札については旧来と違い、大分低価格での入札もあり、そういう面で差金が出る。それを来年度有効に活用することは結構なことだと思っており、その点は心配していない。不納欠損などについては、かなりの額になっているのはご承知のとおりである。東北六県の中でも意図的に納めない方について、かなり強い姿勢をとっている市もあると聞いており、参考にしたい。どうしても払えない方については、誠意を持って少しでも納めていただく方法についての話をし、理解を得ながらいかないと難しい問題であり、その点も頑張りたい。また、徴収に長けた方を採用して徴収に回るといことも現在やっているところであるとの答弁がありました。

また、分庁方式の問題について、一挙に一つにまとめるのは無理だが、新年度についてはいろいろ考えていると思う。ある程度考えている内容を出し、みんなで協議をし、理解を求めていかなければならない。首長が問題を提起していかなければ進まない。その点はこの質疑に対し、当局より、平成18年度において建設部、上下水道部の機構改革をした。19年度においても幾つかの機構改革を行う。本庁同士の集約化、本庁と地域局の機能分担の見直しなどを進め、また、毎年、退職者に対する少ない補充で職員数の低減を図っている。本庁機能の集約について検討を進めなければならないことは認識している。本庁舎の検討会を平成19年度に立ち上げるが、それとあわせて、分庁をどのように解消し、住民の皆さんに役立つ体制の本庁のあり方ができるかということについて検討していきたいとの答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より認定104号に対し賛成の立場で、平成17年度決算に賛成の立場から討論する。まずもって、今回の決算は平成17年10月1日の合併から6カ月の会計期間という特殊なものであることから、市民生活に対する支障を最小限に止めた施策の裏づけになり得たか、その点を物差しにして考えなければならないということに臨んだ。

監査委員から寄せられた意見書でも、合併当初は人件費の節減などの財政的效果より、ハード整備や行政サービスの拡大に伴う経費の方が増加し、財政運営は非常に厳しい状況と判断されている。その中で、一般会計は7回の補正予算が編成されたことをはじめ、特別会計も含めすべてが黒字決算になったことは、夕張市の例にあるような市民の負担激増に至らなかったと安堵するものである。

しかしながら、主に2つの点について反省すべきことを確認しなければならないと思う。私は、平成17年12月の補正予算案に対し修正案を提案した。ご承知のとおり、市長と議長の乗る車を議会を通さず競売にかけ、まだ使用可能な車を使わずに、環境に優しいという新しいハイブリッドカーを2台購入するという予算案であった。多数決で私の修正案は却下されたが、10万市民の感情としては、その金額があれば、例えば福祉事務所や各地域局で市民を訪問する際の軽自動車の購入を優先するべきではなかったのかという率直な声がいまだに届いている。

また、先ごろ公表された市長と議長の交際費についてだが、用途が市民の税金を使うべきものではないと批判される内容もあった。これは会計年度を越えての資料も公表され、当時議会に在籍した一人として追及をしてこなかったことへの反省をしなければならないと思っている。

合併した新横手市の実質初年度である平成18年度も、あと4カ月を残すところとなった。目下財政計画策定に当たり、予想以上に国の交付金が減少されていることを県当局も危惧している模様である。より正確な情報収集や思い切った事務事業の見直しというのは、監査委員の意見書にもあるが、とりわけ県との連携や各地域局と本庁との連携をより一層密接にして、各種事業の合理化を徹底的に図ることが重要ではないか。これは18年度だが、学校の防犯対策に関するスクールガードの件や、ちびっ子県民交流会、そして子育て支援セミナーなど、この間の県と市との共催事業に参加して痛感した。むだを省くことと、さらなる福祉の向上というのは、矛盾するものではないと考える。

以上の点を強調させていただいた上で、平成17年度の決算を妥当と認め、賛成討論とするとの討論が

ありました。

認定37件について以上の質疑、討論があり、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

なお、認定104号並びに認定105号については、起立により採決を行い、起立全員でありました。

以上をもちまして、決算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番柿崎議員。6番（柿崎孝一議員） 1点確認しておきたいと思いますので、質問いたしますけれども、今、委員長報告の4ページの上段の方です。分庁方式についての当局の答えの中に、最後から2行目、分庁をどのように解消し、住民の皆様に役立つ体制の本庁のあり方ができるかということについて検討していきたいという答弁がありましたという文章がありますけれども、確かこういう答弁はしていなかったようで、分庁のデメリットをいかに解消してとかという、恐らく答弁だったと思うんですけれども、もう一回詳しく、この答弁では、分庁をなくしていくような答弁になっておりますので、もう一度その答弁の内容を確認したいんですけれども、お願いいたします。

田中敏雄 議長 委員長。

柿崎実 決算特別委員長 議事録がここに作成されておりますけれども、この全委員参加のもとでの総括質疑でありましたので、それぞれの委員の皆さんが十分ご認識のことと思いますけれども、総体的に今、私が報告を申し上げたような内容で答弁があったというふうに理解をしているところでありますので、皆さんもそのようにご理解をいただいたのではないのでしょうかというふうに思っております。

田中敏雄 議長 6番。

6番（柿崎孝一議員） 私の質問はそういう質問じゃなくて、ここにまとめておられますけれども、このところの文章は、答弁の内容を、実際にどういう答弁したかをもう一度お知らせくださいということです。

田中敏雄 議長 委員長。

柿崎実 決算特別委員長 委員長としては、総括質疑の質問者の意見、質問並びに当局の答弁を一字一句逃さずメモをしておるわけでもございませんし、頭の中に整理をしているわけではございませんので、職員の把握をした答弁の内容について申し上げたいというふうに思いますが、特に本庁機能の部分と分庁の部分でありますけれども、文言で言いますと、全体的に10個の庁舎に分散している本庁機能をどのようなプロセスを経て集約していったらいいのかということは、やはり我々は早く考えなければいけない、検討を進めなければいけないことは、認識しているところでございます。そういう検討は、本庁舎をどうするかという検討会が19年度立ち上がるわけありますので、それと併わせて、分庁をどのように解消して、住民の皆さんに役立つ庁舎体制の本庁のあり方というものができるといことも併わせて検討していきたいと思っております。このように答弁をした内容になっております。

田中敏雄 議長 6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） 今の答弁を聞くと、機能の集約化をいかにしていくかということで、解消とい

う文章では全然意味が違うと思いますけれども、そのように訂正していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中敏雄 議長 委員長。

柿崎実 決算特別委員長 先ほどの演壇で委員長報告として申し上げました文章は「本庁舎の検討会を平成19年度に立ち上げるが、それと併わせて、分庁をどのように解消し、住民の皆さんに役立つ体制の本庁のあり方ができるかということについて検討していきたいとの答弁がありました」というふうに申し上げます。

議事録によりますと、後段のくだりでありますけれども、「それと併わせて、分庁をどのように解消して、住民の皆さんに役立つか、役立つ庁舎体制の本庁のあり方というものができるとも併わせて検討していきたいと思います」。このようになっておりますので、会議録と書記をして、発言の内容、答弁の内容について、記録をした内容と、委員長が先ほど委員長報告として報告をした内容とは違いがない、一致をしているということでもありますので、ご理解願いたいと思います。

田中敏雄 議長 今、委員長からの追加説明報告でよろしいかどうか。6番。

6番（柿崎孝一議員） 先ほどの議事録の朗読をしていただきましたときには、「解消」という字はなかったような気がしますけれども、それと、そう書いているということでは確かだと思いますけれども、「分庁の機能を集約し」というふうな表現は、今言われましたけれども、もう一回その辺のところをお願いしたいと思います。そういう文章があるかないか、もう一回確認してください。

田中敏雄 議長 委員長。

柿崎実 決算特別委員長 質問の趣旨が、私が委員長報告として申し上げた報告をした内容と、実際の事務局の会議録との内容について違いがあるのではないかとということだというふうに私は理解いたしました。先ほど申し上げましたように、委員長報告では「分庁をどのように解消し、住民の皆さんに役立つ体制の本庁のあり方ができるかどうか」というふうに報告をしております。会議録の方も「それと併わせて、分庁をどのように解消して、住民の皆さんに役立つ庁舎体制の本庁のあり方というものができるとも併わせて、分庁をどのように解消して、住民の皆さんに役立つ庁舎体制の本庁のあり方というものができるとも併わせて、分庁をどのように解消して、住民の皆さんに役立つか」ということ、こういうことでもありますので、私の委員長報告と会議録には相違がないというふうに私は理解しておりますけれども、ご理解いただけないでしょうか。

田中敏雄 議長 ほかに質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。10番近江議員。

【10番（近江湖静議員）登壇】

10番（近江湖静議員） ご苦労さまでございます。

本決算審査の討論については、分科会とその後の総括質疑でも討論の場がありました。しかし、2つの分科会会長報告と質疑、当局の答弁を精査しながら、各地域局や部課署へのこういう情報の提供なり、

あるいは議事録を残置しておく意味合いから、この本会議で討論をさせていただきます。

改めて、平成17年度決算に認定する立場で討論を申し上げます。

初めに、県内初の都市一体の新設合併で、10万都市、新横手市が誕生し、議会において初めての決算審査であります。今決算は、年度下期6カ月で、前期6カ月の旧市町村の未使用と広域組合からの持ち寄り継続事業が主であるとの現状認識でもあります。したがって、審査の対前年対比やあるべき財務支出の検討はできませんでした。

議会の審査は、先ほど委員長報告がありましたけれども、予算審議に参画したそれぞれの所属常任委員会を2つの分科会方式で、決算審査にふさわしい、広く深く濃密な審査ができる手法をとっていただいたことについて、結果的には大変よかったと評価をしております。県議会も同方式をとって審査しているような報道が出ました。

一般会計を主にした規模と総計では、歳入決算322億円余り、歳出380億円余りで、13億9,000万円の黒字決算です。特別会計への繰り入れ、繰出金を差し引くと、43億6,000万円の黒字となっております。合併後の寄せ合わせ、自然発生の結果とはいえ、正常健全な決算結果であり、財政部長をはじめ各部局課長さんと職員の皆さんが大変頑張った。そして、いま一つ言えることは、監査委員の皆さんには的確な、適切な指摘、意見、厳しい意見も出ておりました。これらの努力に対して、まずもって10万市民にかわって敬意、ご苦労を申し上げます。

そこで、重点課題を最低限3点に絞って要望意見を申し上げたいと思います。

1つは、先ほどから報告があったとおり、不納欠損と未収金についてであります。

不納欠損9,500万円で、そのうち市税5,248万円、国保税が3,667万円となっております。未収金は、実に20億3,000万円という膨大な数値となっております。前年対比や旧市町村ごとの対比分析はできませんが、収入比で3.5%となっております。不良債権は、財源確保、運転支払い資金にも限りなく影響をするわけでありました。地域経済の不況なり市民生活の困窮、収入減から来る滞納が多いとの理由でもあります。税金の滞納は、納付を第一に、まじめに正直に頑張っただけで納付している市民に悪い影響のないように、抜本的な対策が求められております。

担当の納税課は、課長、滞納整理チーム以下全員が真剣に全力で取り組んでいることは、納税貯蓄組合での総会でも、あるいは決算委員会でも分かりました。収納率向上対策委員会の効果も期待をしているわけですが、言いたいことはやはり、助役をリーダーとして全職員が滞納徴収員となって汗をかいて頑張っただけで、税金、負担金、そして給食費を含めて徴収する職場、役所だと、そういう環境をつくってほしいことでもあります。

いま一つは、多くの市民の協力参加であります。納税貯蓄組合活動の出発点に立って、小ブロックを多数に貯蓄させる運動にぜひ取り組んでほしいわけでありました。雄物川地区では、大きな成果を上げて、全体の75%の実績が出ていますと聞いております。特に横手地区、十文字地区の収納率が悪いのが分かりました。理由は、納税意識の欠如と生活困窮者が多いということでもあります。地域協議会や地区会議、

また、市政協力員会議でもこのような内容の問題提起をぜひしてほしいと。そして、多くの市民を巻き込んだ納税貯蓄組合の拡大施策を重点として、納税意識の高揚と、あらゆる機会に啓発し、実績が出るように要望しておきます。

2つ目は、歳出についての不用額の現状把握と予算積算の適正計上についてであります。

歳出決算額526億6,000万円に対し、27億800万円の4.8%の多額の不用額が発生をしております。一般会計は、308億6,700万円のうち11億4,500万円で3.5%、特別会計は、218億円のうち15億6,300万円で実に6.6%になっております。ちらっと表面の収支を見ると、民生費が2億6,900万程度、総務費が2億6,000万円、土木費が1億8,900万円と、ワースト3となっております。款ごとに十分審査をしたわけですが、合併による未使用の持ち集めや、本庁と地域局との連携がとれていないことも指摘されております。

私は、不用額の発生については、職員それぞれ知恵を出し努力をしての経費の節約や入札差金は、頑張った結果でありますので、問題としているのではありません。また1つは、除雪費についても、2月時点における降雪量や早朝除雪の日数などについては、自然災害とも言えるのであります。したがって、市民の生活と足を確保するための除雪費の迅速な対応、作業のための補正予算計上費用については、やむを得ない結果と思っております。

指摘できるのは、予算積算時の過大計上であります。理由は、固く固く予算に余裕を持って計上する傾向が多分にあるのではないかと、そういうことであります。加えて、本庁と地域局との意思疎通の欠如、連携の悪さから来る未調整のままのアバウト計上もございます。

新年度19年度の予算編成については、先ほど市長説明がありましたけれども、昨年の積み上げ方式の反省を踏まえて、枠配分方式による分権型予算編成ということですが、各部局署の自己決定、自己責任、説明責任が不可欠でございます。意味のない、理由のつかない不用額が多額に決算されることは、限られた財源で新規事業を行う順序も、1年も費やすことにも通じかねません。予算計上には、正確な積算を図り、最少の経費で最大の効果の原則を改めて徹底し、新規まちづくり事業と市民福祉向上対策を後退させないように要望しておきます。

3点目は、先ほどからいろいろ議論されております激変緩和策の10分庁の見直し統廃合と地域局の充実であります。監査委員からの結果報告、監査意見の中でも指摘をされておりますが、合併協での調整方針に基づき、分庁方式採用の組織機構で文教地域を配置したことについては、各地域に一定の寄与をしている一方、複雑で分かりにくい、本庁と地域局の調整決定にむだな時間を要する、役割分担が不明確だとの欠陥が起きております。

あえて申し上げますが、本庁の任務は何かと。全市に及ぶ計画立案や事業実施、専門的な行政サービスの提供、全庁的な管理や各地域局内の連絡調整という役割が求められております。地域局については、窓口業務と地域住民に密着した行政サービスを提供すること、住民参加により地域自治区をより充実させることの重要な役割も持っていることでもあります。そして、本庁と地域局の各部課署が適正な役割分

担のもとに、命令系統や責任の所在を明確にし、簡素で効率的な組織体制をつくり、合併の効果を発揮できるように、大胆、率直な意見も監査の方から出ております。私も多くの市民も、全く同感であります。

つい先日、県知事はわざわざ記者会見で、合併自治体の分庁方式は非効率的であり、合併自治体には正を求めると、得意の危険球を投げてきております。熟慮、沈着、履行が必要であります。十分にわかっているとおりであります。

知事は、合併をこり押しした責任者でもあります。議会や市民と当時の声であっても、むだなことであるなら、体力があるうちに改善すべきであると。コストもかかっているし、住民が困っているとすれば、知事も物を言う。

きのうもセントラルホテルで五百余名の市民の前で語ったそうであります。分庁方式の非効率化と市民の苦情が多い、市長と議会がしっかりと問題提起をし、そして改善をすべきではないかという情報をいただきました。

私は3月議会で、10分庁方式は百害あって一利なしと、極端な、乱暴に表現をしました。議会報の見出しにも載せていただきました。各地域から、よく言ってくれた、全くそのとおりであり、役所が不便になって困っていると。したがって、批判より激励の方が多くありました。市長も、見直し方については一生懸命、皆さんの理解を得るよう進めていくと返ってきております。

新年度19年度は、合併後数えて満3年目を迎えることとなります。本庁、地域局の体制もほぼ軌道に乗ってきております。市民が強く求めているのは、窓口であります。窓口業務を中心とした地域局の住民サービスの業務の充実体制であります。サービスであります。新庁舎建設まではかなりの年数がかかるでしょう。宮城県や岩手県での合併郡市でとらえている3ないし4分庁制も十分に参考にしながら、新年度はぜひ何らかの具体的な改革見直し案たたき台を提起するのが、首長の一つの責務でもあります。行財政改革実施計画とあわせて、議会でも不特定多数の立場で率直、謙虚に議論できるように、改めて要望をして賛成討論にかえる次第であります。

ありがとうございました。

【発言する者あり】

田中敏雄 議長 25番石山議員。

25番（石山米男議員） 先ほど6番さんから質問、いろいろ議事録の確認等ありました。分庁舎方式の関係について、かなり大胆な提案といえますか、そういうことを発言されましたけれども、賛成という立場でそれを言うことはいいんですけども、それでは、今、10番議員さんがおっしゃいましたことを、それを私たちは何の発言もできないで、することなくて、それを容認して賛成するというわけにいかないです。この文章についての取り扱いについて、若干休憩とかしていただいてやってもらわないと、それ以外のものについては大賛成です、我々も。

ただし、分庁舎方式の問題につきましては、合併する時点でいろいろありました。せんだって、市長の答弁を聞きますと、今、10番さんが言ったような内容ではなかったんです、19年度、単独ですぐ決め

るような。ですから、そういう経緯は経緯として我々は分かりますけれども、それを19年度からいろいろな形で具体的に表すことを条件として賛成する、それを我々は容認できないんでありまして、私自身はですよ、容認できないというふうに思いますので、この取り扱いについて検討するための若干の時間をおかし願いたいというふうに思います。

田中敏雄 議長 25番議員の発言が議事進行であります。

今、10番議員は賛成の立場での討論でありますので、その中身を議長としては修正する何も義務もございませんので、その問題についてほかに討論ありませんかというふうに問いかけておりますので、ほかに討論ございませんか。

それと、25番議員の言う、いわゆる分庁方式の問題について、6番議員さんと委員長とのやりとりについては、その場所で6番議員が了解をされておりますので、それはそのとおりだというふうに判断をいたしております。

25番（石山米男議員） 25番からの確認といいますが、10番議員、できれば、ただいま発言された第3点目の問題について削除してもらえれば大変ありがたいですけれども、そういうことはできないでしょうか。

田中敏雄 議長 25番議員の発言でございますけれども、ただいまは討論でありますので、議会運営委員会においてもその問題については特別議論もしておらないと思います。

ほかに討論があれば、討論の……。

29番塩田議員。

29番（塩田勉議員） 今の件に関して若干の時間をいただきたいというふうに思いますので、休憩動議をお願いします。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時26分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、認定第104号平成17年度横手市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

認定第104号に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本決算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、認定第104号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

既に議決されております1件を除く36件について採決いたします。36件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、36件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第271号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第45、議案第271号横手市総合計画基本構想についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第271号横手市総合計画基本構想についてご説明申し上げます。

本案は、自治法第2条に基づきまして、市政運営の総合的、基本的構想を定めなければならない規定により、本議会の議決を得ようとするものであります。

まず、この基本構想についてご説明申し上げますが、平成17年10月1日合併と同時に、8市町村にありました基本構想がすべてなくなりました。また、例えば農業振興計画など、8市町村で持っておりました類似の計画を横並びにしまして、36本ほどありますが、これらの計画も合併と同時にすべてなくなっている状態であります。

この基本構想につきましては、自治法で定めなければならないというふうに規定されておりまして、現在、横手市は、その基本構想がない状態で市政運営をされているということであります。

それから、ほかの計画につきましても、合併直後に平成17年度に36本のうち13本、市の業務を進める上でどうしてもなければならないもの13本につきましては、平成17年度策定いたしました。

それから、18年度は、現在、17本の計画を策定することとしておりますし、19年度以降6本の計画を策定しなければならない状態であります。これらの計画につきましては、すべて基本構想に基づいて策定することとしております。

ただ、先ほど申し上げましたが、平成17年度中に策定したものにつきましては、業務を進める上でどうしてもなければならないということで、あらかじめ策定をしているというのが、現在の横手市の計画の状況であります。

今回、基本構想策定に当たりましては、策定委員会を設置し、その中に6つの部会を設置して策定作業を進めてまいりました。基本的にその策定に当たっては、合併時につくりました新市建設計画をベースとして、その後、経過した間に必要なもの、あるいは必要なくなったもの、あるいは新市建設計画を策定する時点で漏れていたもの、あるいは、あと要らなくなったものなど、その加除を基本とするよう

な形で策定作業を進めてまいりました。あらかじめ策定に当たっては、今12月議会に提案して議決をいただきたいということでスケジュールを組み、策定作業を進めてまいりました。

策定委員会の中では、さまざまな意見が出されました。その中には、策定の方法についてもう少し時間をかけてやったらどうかというふうなお話もございましたが、12月議会に上程するという形の中では、また、地域協議会や総合計画審議会の審議を経て提案することになりますので、それにつきましては、スケジュールを尊重していただくように説明をしてまいりました。

それから、策定委員は、市役所職員と23名の市民委員で構成して進めてまいりましたが、総じて建設的な意見がたくさん出されました。この意見の中には、今回の基本構想、あるいは基本計画の中に取り入れたものもありますが、記載しなかったものもございます。これらにつきましては、出されました意見それぞれに、今後の対応について委員の皆さんにもご説明をしているところであります。

また、先に行いましたパブリックコメントにおいても出された意見につきましては、今後の対応につきまして、その出された方々に対応の仕方を回答いたしております。

それから、地域協議会、総合計画審議会でもいろいろな意見が出されましたが、これにつきましても、出たものの中からここに記載されたものもございますし、記載はしませんが、今後、実施計画などを策定する過程で生かしていくべきものなどいろいろと検討したところであります。

では、皆さんにお渡ししております基本構想のところにつきまして、概要をご説明申し上げます。

まず、2ページをご覧くださいと思います。

2ページには、総合計画の構成と期間について記載してあります。基本構想につきましては10年、それから基本計画につきましては、前期5年、後期5年で、今回は前期5年を皆さんのお手元に資料としてお渡ししております。実施計画につきましては、3年単位で毎年ローリングを行うということで進めたいというふうに考えております。

なお、実施計画につきましては、今回、この基本構想、あるいは前期の基本計画に基づきまして、執行者の責任において、その計画を実現するために策定作業を進めてまいります。ただ、その策定の過程におきましては、議員の皆さんとも意見交換をする場を設けていきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

それから、4ページをご覧くださいと思います。4ページから9ページまでは、市の概況を記載しておりますので、ご覧くださいと思います。

それから、10ページ、11ページには、人口の見通しを記載しております。

人口の見通しではありますが、平成17年の国勢調査時には10万3,652人でした。10年後の平成27年には約9万5,000人になるというふうに見通しを立てております。ただ、この計画を進めながら、この見通しをできるだけ減らないように頑張っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、12ページ、13ページをご覧くださいと思います。

12ページ、13ページには、横手市の特性と課題について記載しております。この中で5点記載しておりますが、特に5つ目のスロータウンのところであります。スローといいますと、すべてにおいてゆっくりということかと申しますと、下の方に説明も書いてありますが、スピード社会とスロー社会が共存するシステムが確立されたまちということで、スロータウンというふうに記載しています。これにつきましては、基本的に我々は、効率やそういうものも一生懸命求めて今やっているわけではありますが、それぞれの地域で長い間に育てられてきました文化だとか祭りだとか、そういうさまざまなものも大切にしていかなければならないということですので、ご理解をお願い申し上げます。

それから、14ページには横手市の将来像について記載してあります。基本理念3つの柱のもとに、「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」、この将来像は新市建設計画と同じであります。これを目指して計画を進めていくということでもあります。

さらに15ページには、この将来像を実現するために基本目標が6つ定められております。

16ページからは、その基本目標に対して、施策の大綱を記載しております。基本目標は6つであります。施策の大綱は全部合わせますと39ということになっておりまして、こういう形で市政の運営をしていきたいということでもあります。

なお、構想ということでもありますので、詳細なことにつきましてはここに余り記載されておりませんし、場合によっては市の業務というのは非常に広範にわたるわけでもありますので、漏れがないように一生懸命頑張ったつもりではありますが、そういう部分がもしかすればという心配もされますが、基本的にはこの構想を議決いただきまして、皆さんに資料としてお渡ししてあります前期の基本計画を進めていく。それから、さらに私たちが具体的にどうするかということについて一生懸命やるわけですが、議員の皆さんもさらにこの実施計画のところでさまざまなご意見がたくさん出てくるかと思いますが、これらにつきましては、今後、策定作業をする経過の中でいろいろ意見交換し、いいものにしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、この計画の副題として、「ふるさとよこてスクラムプラン」というように副題を定めました。これにつきましては、皆さんにお渡しの前期計画の一番最後のところに、この意味するところを記載してあります。とにかくこの広範な市の業務を進めるに当たって、いろんな場面で、年代、あるいは地域、あるいは市民と行政などいろんな場面でスクラムを組んで、一体となってまちづくりを進めていきたいという願いを込めながらの副題でありますので、何とかご理解をいただきたいと思います。

以上で、簡単ではありますが、基本構想について説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。
田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番（柿崎実議員） この基本構想並びにこれに基づく基本計画を大変な限られた時間の中で多くの市民の意見を聞きながらつくられましたことには、皆様のご努力に敬意を表するわけでありまして、しかもこの構想自体が、合併協議の際の建設計画をベースにしておるということでもありますから、基本的には問題はないというふうに思っておりますけれども、1つだけちょっと気になることはどうしてもあ

るわけでありませう。

それは、人口の減少、少子化、高齢化という、この時代背景についての認識であります、確かにこれは10ページ、11ページに記載のとおり、これは合併協議の中でも議論されましたし、参考資料として出された数字でありますけれども、要すれば、この新横手市の総人口が、かつて合併前の横手、平鹿総体の人口自体も含めて、大体年に1%ぐらいずつ人口がこれまで減ってきているという状況があるわけでありませう。そういう状況を引きずって、27年にはやっぱり人口10万を切るということでありませうから、これは結局は、何もしないでこのままでいくと10万を切るということだというふうに思ひませう。ですから、この人口減の見通しというものは恐らく間違いがないんだらうと思ひませうけれども、しかし、それを前提にして基本構想を練るといふことに少し問題意識を感じませうわけでありませう。

この12ページに特性と課題といふことで5つほど挙げられておひませう。その中で、(2)人口減少と少子化、高齢化に対応したまちづくりといふことでありませうして、これもそんなに異論はないわけでありませうけれども、この人口が減少する、少子化が進行する、高齢化がどんどん進行するといふ前提のもとに、そうした前提のもとにどういふ施策をするのかといふふうに受けとめられるような感じが私に思ひませうわけでありませう。むしろ積極的に、人口はこのままでいくと減少するであらうと、少子化が進行するであらうと、高齢化がどんどん進むであらうといふことを想定して、これにどう歯どめをするかといふことが、私は、基本にならなきゃならなかつたのではないかといふふうに思ひませうわけでありませう。

そのことも十分わきまえた上での提案だといふふうに思ひませうけれども、ただ、この対応したまちづくりといふと、その前提として、少子化、高齢化、人口減少、進むんだから、それに合わせてこういふことをするといふふうに受けとめられがちなのこの文章になつておひませうるんじゃないかといふふうには私に思ひませうわけです。

もっと積極的に申し上げるならば、やっぱり人口が減少する、少子化が進む、それから、高齢化が進むと、これを克服するまちづくりといふきちとしたイメージで、それを基本に据えてまちづくりをするんだといふ、そういう克服をするための施策を基本計画ではこういふふうには幾つかの項目の中でやるんだといふ、そういう姿勢が積極的に見られるようなものが欲しかつたなといふ感じがするわけでありませう。

その点、そのことは十分わきまえた上での構想だといふふうには分かるわけでありませうけれども、この少子化、高齢化が進行することを手ぐすね引いて黙つておひませうるということではないけれども、何かこの文章からすると、進行するからそれに合わせて対応するといふふうな印象を受けるわけでありませう。

したがつて、この対応じゃなくて、もっと積極的に、こういふ事態を克服するといふようなまちづくりを進めるといふ文言の方がすっきりしたのではないかなといふふうには私に思ひませうわけでありませうけれども、その点、どういふふうにお考えでしょう。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 今、柿崎議員がおっしゃられたのは、12ページの横手市の特定と課題のとこ

ろでありますけれども、実は横手市の将来像の項目を見ていただきたいんですが、将来像、(1)の目指すまちのところの下から3行の部分であります。本市の特性を生かし、課題の解決に取り組むことによって、推計よりも人口減少を緩やかにするため、次の3つを柱とした基本理念のもとにまちづくりを推進していきますということで、明確に、「克服」という表現ではありませんが、その減少する人口推計よりも減少を緩やかにするためにということで頑張っていきたいというふうに思っていますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑はありませんか。2番土田百合子議員。

2番(土田百合子議員) 本当に限られた時間の中でよくまとめてくださったなという思いでいっぱいでございます。

その中で、横手市の今の総合計画とこれまでの次世代育成支援地域行動計画とかのその整合性と、または男女共同参画に関する実態調査報告などいただいておりますけれども、その部分について、しっかりとそういう部分が、整合性だとかそういう資料が生かされているものなのかをお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 先ほど申し上げましたが、計画全部一気になくなりまして、それで計画のつくり方を平成17年合併直後からまず進めたわけであります。17年度につくりました13本の計画につきましては、この構想がまだ議決される前でありますので、もしかすればその内容については整合性がとれない部分もあるかもしれません。

ただ、基本的には、それぞれあらかじめ策定したその計画の策定にかかわった者がその策定委員のメンバーになっておりますので、ほとんどまず問題ないというふうに思っています。

それから、先ほどの次世代であります。次世代につきましては、合併前から8市町村で協議して進めてきましたので、それらを念頭に置きながら基本構想においても議論したということでありますので、よろしく願いします。

それから、男女共同参画行動計画につきましては、今年度策定するわけありますので、それにつきましては、そういうものがあるということを皆様にも、市報でも市民全体にお示ししておりますし、そういう資料、それから総合計画のための意識調査、そういうものもそれぞれの部会なりで検討しながら策定を進めておるものでありますので、基本的にはそういうことを踏まえて今回の基本構想策定に至ったということであります。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第272号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第46、議案第272号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第272号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、市の関係する条例を整備するために、自治法第96条第1項第1号の規定に基づき本議会の議決をお願いするものであります。

5ページから9ページまで具体的に改正案を載せてありますが、大きくは、まず1つは、「助役」を「副市長」と呼称するのに伴いまして文言を整理する。

それから、収入役制度が廃止されることによります改正。

それから、監査委員のところは、条例で委員をふやすことは可能であります。法律で定数2と定められておりますので、条例で2と定める必要がなくなったということの改正であります。

それから、あと7ページの中段のあたりにつきましては、例えば「いとま」というのを「時間的余裕」とか、そういう整理であります。

それからもう一つ大きな改正の中に、市の職員を「吏員」というふうに法律で呼んでおりましたが、改正になりまして「市職員」ということで一本化になりましたので、吏員というのは、技術吏員、事務吏員というのがありましたけれども、市職員ということでは一本になりましたので、そういうふうな改正であります。

あと、基本的には文言整理でありますので、それらに基づきまして関係する条例を整備しようとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第273号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第47、議案第273号横手市国民保護協議会条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第273号横手市国民保護協議会条例についてご説明申し上げます。

この条例は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法により設置が義務づけられているものであります。

協議会の所管事務は、市長の諮問に応じて国民保護措置の重要事項を審議すること、重要事項に対し意見を述べることとしております。

また、市長は、国民保護計画を作成し、または変更するときは、あらかじめ国民保護協議会に諮問しなければならないと規定されております。

条例の内容ですが、第1条にその趣旨、第2条に委員の定数、それから第4条に会議の運営、第5条には、必要と認めるときは部会を置くことができるとしております。

なお、附則では、条例の施行期日と国民保護協議会委員の報酬等について定めております。

よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。1番立身議員。

1番（立身万千子議員） 先般いただいた資料の中に、この条例の大本になる国民保護法がございました。それによりますと、法第35条6項に、議会への報告及び公表ということがありまして、市長はその国民保護計画を作成したときは、速やかに議会に報告するとともに公表しなければならないとありました。しなければならないのですが、策定した暁には、議会に承認を得なければならないということはないですね。これは、この法律というのは、協議会で策定してしまえば、そこの地域におけるその計画はそれでいいのだ、議会にこれこうできましたと公表すればいいのだということでしたので、市民としては、この不安とか疑問とかをどこにどう表明すればいいのかと考えた場合、今のチャンスしかないので、若干質問させていただきます。

1つは、組織と構成のことなんですけれども、その協議会のメンバーのことで、この間、会長を市長とする、それから、自衛隊に所属する者、いろいろありました。その中で有識者とありましたけれども、これはどういう分野の識見を持つ人を対象としているのかということが疑問にあります。

2つ目が、例えばこれは、形式は災害復旧と似ているけれども、全く違うものだというのは、もうご承知のとおりですね。災害復旧というのは、各、その当該の市町村なりでできるけれども、この国民保護というのは国で発令するということなのですが、例えば阪神大震災や新潟県の震災のときでも、自発的に民間でボランティアで動いた方々がたくさんいます。その人たちが、まずここでも出てくるのではないかということは、全国6カ所で説明会があったときにも出たとおりなんです。

この横手市でも、そういう有事の事態が発生した場合、自発的にボランティアで活動する人々がいると思います。そのときに、負傷、死亡した場合のことなんですけれども、これはあり得ることですよね。そのときに、負傷したその原因が不明確な場合、本当にそれで死んじゃったのかというのがわからない場合、その補償の対象になるのか、それとも横手市としては何らかの配慮をするのか、そこら辺が分からない。

だからそこを教えていただきたいのと、あと最後にしますけれども、ここでは160機関で指定公共機

関というのが設けられて、例えばJR、道路公団、NTT、東北電力などあります。佐川急便、ヤマト運輸もその中に入っていますね。そういうときに、やっぱり真っ先に派遣されるというのはそういう人たちだという場合に、家族の中にそこに勤めているという市民はいるわけです。ですから、そのとき、じゃ、例えばうちの夫、うちの息子はどういうふうになるのかと非常に心配だという市民がいっぱいいました。そういう指定公共機関に対しての協議会として説明や、あとコメントを集約するというチャンス、そういうのはどのように設けるのかという、まず3つの疑問、不安というのをここで教えてください。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 まず、今回の国民保護法、これはご承知のとおり、平成15年6月に有事関連三法が成立いたしましたして、その流れの中で国民保護法が成立し、それを踏まえた形で国民保護計画というものが市町村並びに県に策定を義務づけられているものということで、まず、法定受託事務である、市町村の義務であるということをまずご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、質問の中に、議会に対してのこの保護計画とのかかわりにつきましては、これは法律で国民保護法の第35条の規定によりまして、計画を策定したときは速やかに報告すると、そういうふうになっております。

それから、ご指摘の広く一般にそういう市民の方々のご意見を伺う機会についてというご質問なんです、これにつきましては、パブリックコメントというものは絶対必要であるであろうと、そういうふうに思っております。ただ、そのパブリックコメントの仕方につきましては、やはり各自治体でそれぞれいろいろさまざまであるというふうに聞いております。これにつきましては、県の方といろいろ協議をいたしまして、横手市にとってどういう形で市民のご意見をいただく方法が一番いいのかどうか、これをまず一応検討していきたいなというふうに思っております。

それから、協議会委員のメンバーの中で有識者は、これはどういう方がなるのかというご質問ですが、まず私どものこの協議会にかかわる委員は、基本的には地域防災計画の策定委員、これをまず第一に想定しております。それにプラスアルファといたしまして、自衛隊に所属する方、自衛隊に関しましてはこれについての取り扱いについてはただいま協議中でもありますけれども、それから有識者、これも地域防災計画の中にはございません。今想定しているのは、日赤の奉仕団の方々が、私どもが今義務づけられている避難とか救援、そういう責務にはこういう方々が、日赤関係が一番有効なのではないかなと、そういうふうに考えておまして、そういうところでただいま検討しております。

それから、武力攻撃の事態が生じた場合の対応の中で、いろいろ自主的な防災組織といいますが、それから、いろいろその事業にかかわる公共団体の方とか、そういう方々についての何か事があった場合の対応につきましては、これも法律で決まっております、国民保護措置の実施に伴う損失補償については、国民保護法159条で、国及び地方公共団体が行うこととされておまして、手続等は政令で定めております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 1番立身議員。

1番（立身万千子議員）これが法定受託事務というのは十分承知しての上で、ちょっと不安を今述べているんですけども、結局、2つあるんですが、今のお答えで、結局、その政令で定めて、何か事があった場合の補償対象にするというのが決められているというのも承知しておりますが、その横手市の計画を立てる上で、やはりその地域性に合わせて、先の総合計画にもありますように、その地域の特性を十分鑑みて、国や県の言うとおりでなくて、何とかつくってもらえないか、つくらざるを得ないものならばというふうなことで配慮できるのかどうかということをお聞きしたわけです。

もう一つは、パブリックコメントは当然やったださると思います。ホームページ上で公表するということになっていますが、これも一方的に、受けました、このように回答しますではなくて、例えば秋田県で言えば秋田テレビのような、埼玉県のローカルテレビのテレビ埼玉なんかは、10項目以上にわたってのそういう申し入れなり、そういう意味でのパブリックコメントというのをどんどん出して、それに対して協議会で検討するというやりとりがあったと聞いております。一方的ではなくて、とにかくやりとりの中で、協議会をもっと何回もやるなり、もっと深めていただきたいというふうに思いますが、そこら辺は形式上のホームページ上のパブリックコメントを受ける、そしてお答えするというような形をお考えなのか、それとも、そうじゃなくて、もっと深くいろいろ厳密に論争、討論なり論議をするお考えなのか、そこを伺います。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 もう既に平成18年2月に県の方で国民保護計画が策定されておりまして、策定する過程の中で、県民の方々からいろいろご意見いただいたり、今、議員がおっしゃるようなやりとりも県民と県の間でやっております。そして、その中でモデル事業もお示ししております。それから、ホームページでも、国民保護計画というのはどういうものであるかということも県民の方々にお知らせしております。

私どもの国民保護計画というのは、基本的には国の流れですけれども、県の国民保護計画に則った形といたしますが、その一つの県で示した方向性でこの国民保護計画というのを策定するという、そういう趣旨でございます。当然、ただ、その中で、横手市独自のものといいますが、いろいろ気候風土とか、それから横手にはないんですが、そういう原子力発電所があるとか、それからいろんな火力発電所があるとか、それとも危険な薬品施設があるとか、いろいろその土地土地で、自治体で環境が違うわけです。何かあったときの対応の仕方も全然違うわけですから、そういう特に横手の場合は、冬場の避難一つとっても、冬場、要するに雪があるときに横手の避難というのはどうするのか、救援というのはどうするのかという、そういう地域特性については、当然のことながら、協議会の方にいろいろ諮問をして、その中でいろいろご審議いただいて答申をいただくと、そういう形にしていきたいなというふうに思っております。

田中敏雄 議長 1番立身議員。

1番(立身万千子議員) 分かりました。

ただ、1つだけ申し上げたいのは、私もその県の計画というのを見させていただきました。ホームページではだれでも見られます。秋田県というのは、国の方針どおり、いち早くそれをつくりました。ということは、私、素人ですが、見た限りでは、ああ、戦争に突入するのかなというような感覚を受けたような内容がたくさんありました。

ですから、その県の計画にそのまま則るんじゃなくて、何とか、今おっしゃったように、その横手の特性なり、そういうのを鑑みて、とにかくなるべく住民の不安や疑問は解消できるような、そういう形にして、つくらざるを得ないものならば、そういうことで進めていただきたいと思います。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第274号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第48、議案第274号横手市国民保護対策本部及び横手市緊急対処事態対策本部条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第274号横手市国民保護対策本部及び横手市緊急対処事態対策本部条例についてご説明申し上げます。

この条例は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法により設置が義務づけられているものであり、武力攻撃事態等において市民等の保護のための施策の総合的な推進に関する事務を掌るため、制定しようとするものでございます。

条例の内容ですが、第1条にその趣旨、第2条には対策本部長、副本部長、本部員等の組織について、第3条に会議の運営、第4条には、必要と認めるときは部を置くことができると規定しております。第5条には現地対策本部の設置について、第6条には、緊急対処事態対策本部については第2条の前条までの規定を準用するものといたしております。

なお、附則では、施行期日について定めております。

よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第275号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第49、議案第275号横手市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第275号横手市行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続法の一部の改正されましたのに伴い、市の条例の一部を改正するものであります。18ページをご覧くださいと思います。

具体的改正内容であります。地方公共団体が行政運営における公正の確保や透明性向上のため必要な措置をとる条項が、行政手続法で第38条に規定されておりましたが、これが第46条に規定されることに改められましたので、それを改めようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しますが、改正後の横手市行政手続条例の規定は、平成18年4月1日から適用するという内容でありますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第276号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第50、議案第276号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第276号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、収益事業を行わない地縁による団体の市民税の課税免除を行うとともに、固定資産評価委員及び固定資産評価審査委員に関する規定を整備するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

20ページをお開き願います。

主な内容であります。地方自治法の規定により認可を受けた地縁団体につきまして、今まで減免規定であったものを削りまして、新たに第51条の2として、市民税を課さない条文を追加するものでございます。このことによりまして、認可地縁団体は毎年減免申請が必要であったものが、課税免除となり

簡素化が図られることとなるものでございます。

また、附則におきまして、固定資産評価委員等に関する条例の一部改正でございますが、評価委員の職務である評価調書の作成、あるいは評価調書の市長への提出期日について、5条中で「総務省令で定めるところにより速やか」と改めるものでございます。

また、固定資産評価委員会条例の一部改正では、1章、2章などの章立てをやめるとともに、22ページにございますように、2条におきまして、委員会の委員の定数を8人と定めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第277号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第51、議案第277号横手市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題になりました議案第277号についてご説明申し上げたいと思います。

この提案理由でありますけれども、23ページにありますように、建築基準法第4条に定める建築主事を置いて、一部建築確認申請の事務を行うと、その上で手数料を徴収することができるようにするために、現行の条例の一部を改正するというものであります。

実は建築確認申請については、現行ではすべて県において行われているわけでありまして、それを一部限定しながら市で行おうというものであります。例えば木造2階建て以下で、かつ延べ床面積が500平方メートル以下のものについて等々、小規模な確認事務を市で行おうというものであります。

改正の主な内容であります。24ページをご覧くださいと思いますが、その表の中にあります建築住宅関係の別表第4に、各項目ごとの手数料の額を定めようとするものであります。具体的には29ページをご覧くださいと思います。

29ページの4項からが、今回新規に加えようとするものであります。4の項では、建築物等に関する確認の申請手数料を定めようとするものでありますし、次のページの30ページにおいては、5の項において、建築物に関する完了検査の申請手数料を定めようとするものであります。

以下、30ページの6項から33ページの14の項につきましても、建築基準法に基づいて認定、あるいは許可の取り消し、変更の認定等々の申請手数料を定めようとするものであります。

なお、手数料の額は、すべて県の条例に準じながら、確認申請手数料と同額となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

附則では、19年4月1日施行期日というふうに定めてございますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番阿部議員。

14番(阿部信孝議員) 今回の条例は、恐らく県の権限移譲で本市が建築主事を増やしてこれを施行するということだと思いますが、予算書に、補正予算にも何か人件費で載っておりますけれども、現在の建築課の方ですか、それを1人が2人増員するのでしょうか、その点をお伺いします。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 建築主事を置かなければいけないという法律でありますから、現在、横手市には主事の資格を持っている職員が3名おります。現時点で4月1日現在では建築住宅管理1名しかおらなかったわけでありますので、地域維持課の方から1名を9月1日付で異動させまして、現在2名を配置し、4月1日からの体制に今準備を進めているという状況であります。

田中敏雄 議長 14番阿部議員。

14番(阿部信孝議員) 資格はあるでしょうけれども、相当、その方は精通している方でしょうか、その点をお伺いします。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 おっしゃるとおり、大変難儀であります。したがって、10月から3月まで、この現在配置されている2名を実際県に派遣をし、今、派遣しておりますけれども、講習、あるいは実務を経験し、4月1日から対応しようということで、今やっております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第278号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第52、議案第278号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第278号であります。

この提案理由でありますけれども、平鹿地域の醍醐団地及び十文字地域の旭団地に市営住宅を建設したことに伴っての改正であります。

改正の内容であります、37ページをご覧いただきたいと思いますが、別表第1号(3)、これは平鹿町の方であります、上段の表が現行で、醍醐団地10戸になっているわけですが、改正によって、その下の26戸に改正をするというものであります。

さらに、別表第1の(6)、これは十文字町分になっておりますが、これに旭団地3号棟、4号棟の8

戸を加えようというものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。2番土田百合子議員。

2番（土田百合子議員） 十文字町におきましては、合併前ですけれども、二十未満の子供さんを扶養している寡婦については、町長が優先的に選考して入居させることができるというような条例がございますけれども、これはこういうふうな独自の施策というのはこれからどうなっていくのか、お伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 これは公営住宅でありますから、公営住宅の法律に基づいて条例を制定し、その趣旨に沿って入居者を選定するというふうになってございますので、公営住宅に関してはそういう法律の趣旨に則するというところであります。

ただ、それ以外に大森町とか山内に独自に市独自で建設された住宅がありますから、そういう住宅については、今、議員がおっしゃったように、市独自の施策を盛り込むような形での入居になるだろうというふうに思いますので、公営住宅と市の独自の住宅とは違うんだということをご理解いただきたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第279号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第53、議案第279号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育長職務代行者。

小野順一 教育次長兼中央図書館長（教育長職務代行者） ただいま議題となりました議案第279号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

提案理由であります。少子化による児童数の減に伴う小規模校を解消するため、小学校統合を行いたく、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本統合案、保呂羽小と大森小につきましては、これまで保護者や地域住民、さらには大森地域協議会、大森の地区会議等へ統合の必要性を十分説明させていただきながら、合意形成を図ってまいったものであります。

内容についてであります。横手市立学校設置条例第2条の別表第1表中にあります、横手市立保呂

羽小学校の項を削りまして、施行期日、平成19年4月1日にしたいというものであります。

以上、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 先ほど次長から説明がありましたけれども、この保呂羽小学校の住民理解がどのような経緯のもとになされたのか、新横手市になってからこの1年間の間に合意をされたのか、期間を含めてお知らせを願いたいと思います。

そしてまた、今回の統合が横手市立小・中学校通学区域再編による学校統合についての中間報告、統合案第1に、前期計画1部について早期、大森小学校、白山小学校、保呂羽小学校及び川西小学校の学校統合について、この中に属するものだと思いますけれども、この後、この統合案第1はどのような形の中で進められていくのか、そのことについてお知らせ願いたいと思います。

また、この間、12番土田議員の一般質問の過程の中でありました、この保呂羽さんの小学校の跡地、校舎をどのような形で利用していくのか、そのことについてもお知らせ願いたいと思います。

田中敏雄 議長 教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 これまでの経過について若干申し述べさせていただきたいと思えます。

まず、保呂羽の統合を進めるに当たっては、保護者から十分にこれまでの旧大森町での統合の話を見せていただきながら、複式をぜひ早く解消していただきたいという要望がなされたものであります。つきましては、保護者会の説明会を春早々に行いまして、その後、3回ほど保護者に説明をさせていただいたところであります。それやこれや、話を詰めまして、なるべく早目に統合させていただきというふうなことでしたので、私どもとしましては、早目にいこうというふうなことでありましたので、19年4月1日というふうなことを保護者の理解のもとに進めてきたということでもあります。

それから、閉校の跡地利用につきましては、これから地域の住民たちと十分に相談をさせていただき、管理運営を含めまして、どうするのかというふうなことで、その廃校利用を考えていきたいというふうに思っております。

それから、中間報告での前半後半、あるいは一部早期にというふうな件につきましては、順次、これまで各学校の説明は終えております。対象校が24校、それにちょっと関連する学校が2校ほどありまして、計26校ですが、小学校、中学校含めまして説明をさせていただいてきております。

これからまず、もっともっと詰めていかなければこれは成就できないというふうなことで、これから地域におおして、もっともっと議論を深めて統合を進めていければなというふうに考えております。

以上です。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 確認させていただきます。

この統合は、旧町時代からの懸案で、保護者から求められたものであると、そういうことで理解して

いいですか。

田中敏雄 議長 教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 旧町村からも、旧町村の議会の決議というふうなことで、私ども引き継いでおりましたので、それと併せて、現在の保護者等からも、複式を早目に解消していただきたいという要望はいただいております。

それから、ちょっと先ほどの質問で漏れましたが、他の大森の小学校の今後のスケジュールであります。21年4月には川西と白山の学校を今の大森小学校に入れたいというように考えております。ですから、19年、20年で校舎の一部をその川西、白山の子供たちが入れるように改築しまして、体育館も直しまして、21年4月からこの4小学校が入れる学校にしたいというふうに考えております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。13番阿部議員。

13番(阿部正夫議員) やっぱり地元のことで、一応一言言っておかなければいけないと思います。

本日もこの保呂羽小学校の前を歩いてここにきました。先ほど次長の方からお話ありまして、過去歴史の中で、地区の中に説明し、協議会、地域住民等に説明されたということのご努力は十二分に承知した上でお話し申し上げますけれども、何か地域から学校をなくすことを頼まれたふうに私は聞こえるんですけれども、だれが頼んだのと。そうじゃなくて、複式を解消するという意味で、まず、いかにもこっちから頼んで学校を廃校とかというふうなものではないということのふうに認識していただきたいと思います。ただ、地域の間、住む者は、こういう少子化という時代の流れの中で、ある意味やむを得ないかな、いたし方ないかなという、そういうことで、今、確かに子供をさせている親御さん方が、子供たちに十二分な教育の場を、環境を与えようという意味での話し合いの中で、こういう経過をたどってきているんだということで、地域住民、もろ手を上げて、お願いしますと言った覚えは、実を言うとありません。その辺はちょっとご理解いただきたいと思います。

そして、いろいろ地域の中で説明していく中で、一応もう一つ、私自身も住民として確認したいんですけれども、少子化の陰にはもう一つ高齢化というのがあります。あの地域、当然、高齢でいわゆる交通弱者という人がいっぱいいます。そうすると、今回、説明の中では、子供たちの通学についてはいろいろ、スクールバスだとか、こういう通学の便を図るとかということの説明はされていると思うんですけれども、ほかの地域の住民が心配しているのは、これは教育委員会の問題ではないのかもしれないんですけれども、生活路線バス、これについて、例えば切り捨てと言ったら変ですけれども、そういう方向にいくのではないかと心配が今ふつつつと沸いているということなんですけれども、この辺についてちょっと、どういう手だてというか、確認をしておきたいんですけれども。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 生活路線バスにつきましては、現在、1億4,000万ぐらいの補助金を出して、その確保に努めているところであります。ただ、正直言って、誤解していただきたくないんですが、切

り捨てとかいうことではなくて、このままのやり方でいいのか、あるいはもっといい方法があるのではないかということを検討しなければならない時期に来ているというふうに思いますので、その検討をいつから始めるか、そういうことをまだ決めてはおりませんが、いずれこのままでいいのかという検討を始めなければならない時期に来ているのではないかなというふうに思っています。

ただ、現在のところは、現在運行しております生活バス路線の確保のための支援はしなければならぬのかなというふうに思っていますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は文教常任委員会に付託いたします。

議案第280号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第54、議案第280号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。十文字町区長。

田中邦廣 十文字町区長 議案第280号財産の取得について説明いたします。

本議案は、道の駅の地域振興施設における農産物加工施設に配置する備品一式を購入するものでございます。

今回取得する備品は、お総菜や菓子、漬物加工などに使用する備品であり、使用する方々の希望や、他の施設の配置、稼動状況などを参考に選定したもので、スチームオーブン、電磁フライヤー、真空包装機、高温高圧調理機など全部で49品目でございます。

横手市内の業者を含む9社指名による指名競争入札の結果、秋田市八橋大畑二丁目5番29号、株式会社ヤマコー代表取締役、菅原神城氏と2,045万4,000円で契約しようとするものでございます。

この入札に係る指名業者は、参考資料にございますように9社でございます。

予定価格に対する落札価格の率は、90.1%となっております。

本議案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。7番佐藤議員。

7番（佐藤誠洋議員） 7番。

今の説明で、この9社ですけれども、9社はどのような基準で指名されたのかということが1点と、今、90.1%の落札率ということでしたけれども、具体的にこの予定価格をお知らせください。

それと、9番目の業者が失格とありますけれども、この失格の理由も、その3点をよろしく願います。

田中敏雄 議長 十文字町区長。

田中邦廣 十文字町区長 この指名の基準といいますが、どのようにしてこの業者をとということになりますけれども、今回の物品につきましては、多種多様にわたるものでございます。そして、各その施設の中でそれを配置していく場所もございまして、それらの詳細図を作成し、また、おさまり等の調整ができるというような条件を付しております。そして、これに対応できる業者をお願いしたということでございます。

予定価格につきましては、税込みでございますけれども、税込みで2,268万円、これが予定価格となっております。今回の落札価格は、これに対して90.18%ということでございます。

それからもう一点、失格いたしました会社でございますけれども、これは当日、入札の会場に参加しなかったというように聞いております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第281号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第55、議案第281号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第281号であります。

今回認定をお願いいたします2路線は、木下本線、それから上薄井南北線であります。これはいずれも、県道のバイパス整備に伴って、県道旧道部分を横手市が引き受けて市道として管理をしようとするものであります。

42ページにその路線の起点、終点、延長等、記載のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第282号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第56、議案第282号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第282号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてご説明いたします。

今般の医療制度改革に伴い、平成18年6月14日に成立した高齢者の医療の確保に関する法律において、75歳以上の後期高齢者については、独立した医療保険制度が新たに創設され、その運営は、都道府県を区域として全市町村が加入する広域連合を平成18年度末までに設立して行うことが規定されております。

これに伴いまして、地方自治法第284条第3項の規定により、平成19年2月1日から秋田県の区域内すべての市町村と高齢者の医療の確保に関する法律の施行準備を行い、また、同法に規定する後期高齢者医療の事務を処理するため、別紙のとおり規約を定めて、秋田県後期高齢者医療広域連合を設置しようとするものでございます。

このため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、規約の概要についてご説明いたします。

第1条から第6条までは、前段は省略いたしまして、45ページをお開き願います。

第7条です。第7条では、広域連合の議会の組織について定めております。広域連合議会の議員定数を24名とすること。また、議員は、市長から6名、それから町村長から6名、市議会議員から6名、町村議会議員から6名をもって組織することを規定いたしております。これは、市町村長と市町村議会議員の混合型とすることで、各市町村の執行部の長と、地域住民代表である議員からの双方の意見集約が可能となり、広域的な行政需要に対応した広域連合の運営ができるということでございます。

また、県内25市町村から広域連合長1名、副連合長2名の市町村長を選出するほか、議員を関係団体の市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会からの選出により24名とすることで、全市町村からおおむね1名が選出されることが可能となることから、このように規定いたしております。

次に、第8条ですが、広域連合の選挙の方法について定めております。候補者につきましては、基本的に関係団体からの推薦を規定いたしておりますが、団体以外の一定以上の関係者からの推薦も可能としております。

次に、9条から16条までは省略いたします。

49ページをお開き願います。

17条です。17条についてですが、広域連合の経費の支弁の方法について、関係市町村の負担金、事業収入、国及び県の支出金、その他の収入を充てることを定め、別表第2で関係市町村の負担割合を、均等割が10%、高齢者人口割が40%、それから総人口割が50%と規定しております。

それでは、最後に附則ですが、この規約の施行期日を平成19年2月1日といたしまして、会計管理者の設置については、19年4月1日として定めております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 今回の議案は、2001年の介護保険法が施行されて以来のこれは改革であるわけですし、老人保健法をもっと身軽にするというふうなねらいもあるわけですが、この制度に該当する市民も相当多くあるわけですが、何といたしまして、今回の条例はそういう組織の条例ですが、該当する方々の負担の問題が大きな関心事であります。先の協議会でも説明されましたが、具体的にこの制度が発足した場合に、75歳以上の高齢者の負担がどのような形になるのか、そしてまた、現在、国保の方に加入しておる夫婦世帯などについてどうなっているのか、具体的にお知らせを願いたいと思います。

田中敏雄 議長 国民年金課長。

森屋輝夫 国民年金課長 お答え申し上げます。

今般の医療制度改革におきまして、老人保健制度というのが今現在施行されているわけですが、それに替わりまして、75歳以上の老人の方々に対します医療の給付の関係につきましては、後期高齢者医療制度ということに今回変わることになりました。

当市の75歳以上の対象者は、今現在、老人保健に加入されている方々が全部移行する形になりますので、約1万8,000人ほどおります。

負担の関係がどのようになるかということでありまして、まず、一部負担金、いわゆるお医者さんにかかるときの負担の関係については、現行の老人保健制度と同様でございます。

ただ、今度はこの制度につきましては、75歳以上の方々一人ひとりが保険料を納めるという形になります。財政の仕組みといたしましては、今まではそれぞれの各医療保険に加入をして、例えば国民健康保険に加入している75歳以上の方であれば、それぞれ国民健康保険税というものを納めておったわけですが、それ以外にいわゆる被用者保険、社会保険だとか健保だとか、それから共済組合の扶養になっている方々、この方々については保険料というものを一切納めておらず、その扶養になっている方々でありますので、そういう形になっております。ただ、その方々も今度は保険料を納めるという形になってございます。

それから、国の方では、保険料の月額ですが、1カ月6,200円ほどというふうに試算をされております。

そういうことではありますけれども、いずれにしましても、その保険料の関係につきましては、広域連合を都道府県で組織するわけですが、そこで保険料を決定するという形になりますので、秋田県の老人の医療費がどのようになるのかということで、その1割分が保険料で負担することになりますので、その額がどれほどになるかということだと思っておりますけれども、先日、秋田県全体の老人の保険給付費を調べてみましたところ、1人当たりになりますと約67万円になりますけれども、それを保険料にすると、月額5,600円程度になります。これはただ、17年度の実績でございますので、今後、20年からこの制度が発足するわけですので、それまで75歳になる方が新たにどんどん増えて、医療費全体も増えるということになれば、この額が増えていくという形になるかというふうに思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 32番赤川議員。

32番(赤川堅一郎議員) 前の資料によりますが、全国平均では6,200円、秋田県の場合は、現在は5,600円ぐらいで収まるということに、そういう理解でいいですか。

そうしますと、例えば現在の世帯で75歳の方が1人で、例えば家族構成が4人おると。今までは4人で健康保険税を納めておったわけですが、1人がこっちの方に加入し、3人が残るといった場合の負担は、どういうふうな格好になるんですか。

例えば一番高いのは52万ですか、52万の家庭で1人がこちらの方に加入し、3人がこれに残った場合のそういうふうな負担の割合ですね、内容はどういうふうになるんですか。

田中敏雄 議長 国民年金課長。

森屋輝夫 国民年金課長 4人世帯ということで、国民健康保険税の場合は、それぞれの世帯の所得に応じて積算をするという形になってございます。そういうことから申しますと、53万円限度額になっておりますが、それだけ所得のある方が、例えば1人後期高齢者の方に抜けたということであれば、その方につきましては後期高齢者の保険料を納めると。それ以外の方については、その国保に加入されているその3人の方の所得がどういう形になるかは分かりませんが、その方々の収入に応じて国民健康保険を課税するという形になります。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第283号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第57、議案第283号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題になりました議案第283号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、消防組織法の一部が改正されたことに伴い、組合規約を改める必要があることから、本議会の議決をお願いするものであります。

53ページをご覧くださいと思います。

改正点は2点でありまして、両方とも、消防組織法の改正に伴いまして、条項が変わったという内容であります。

1つは、非常勤消防団員に対する公務災害補償の項目の条項が、「15条の7」から「24条」に変わったため、それからもう一つは、非常勤消防団員に対する退職報償金の項目が、「15条の8」から「25条」に変わったための改正でありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第284号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第58、議案第284号秋田県市町村会館管理組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第284号秋田県市町村会館管理組合同規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

本案は、平成の合併によりまして、市町村会館管理組合を構成する地方公共団体の数が大きく減少したことから、まず定数を見直す必要があること、それから、地方自治法の一部改正により、助役、収入役制度の見直しが行われたことに伴い、規約を変更する必要があることに基づきまして、本議会の議決を要するものであります。

55ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、議員の定数であります。現在14人であるものをトータルで9人にするという内容であります。

それから、現在、14人のうち11人が町村の長が互選した者でありましたが、これを6人に改める。したがって、市の長が互選した者3人は変わらないというふうな定数の内容であります。

それから、先ほど地方自治法の改正によりまして、助役を副管理者に、それから収入役の制度を廃止するという、それから「吏員その他」と記載してありますが、これを「職員」ということにすることとありますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、この規約は、平成19年4月から施行するわけですが、附則の2項、3項にありますように経過措置がありますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第285号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第59、議案第285号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第285号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

本案は、消火栓を設置する必要があるため、その経費として30万円を繰り入れするものでございます。

どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第286号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第60、議案第286号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第286号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

本案も、消火栓設置工事等の必要がございます、経費として58万4,000円を繰り入れようとするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第287号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第61、議案第287号平成18年度横手市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 議案第287号平成18年度横手市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

補正予算書をお願いします。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額にそれぞれ6億9,272万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ494億6,954万9,000円に定めようとするものでございます。

2条繰越明許費でございますが、8ページをお願いします。

2表のとおり、道路災害復旧工事（凍上災）につきまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めようとするものでございます。凍上災による道路災害復旧事業につきましては、39件の認定を受けておりますが、そのうち24件については9月補正で予算を計上いたしております。12件につきましては、今回の補正をお願いしているところでございます。本年度は、計、合わせて36件の事業を予定しておりますが、そのうち25件につきまして繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、第3条債務負担行為の補正でございますが、8ページの第3表のとおり、固定資産管理システムリースほか2件を追加しようとするものでございます。

固定資産管理システムリースは、横手地域で従来から使用しておりました航空写真を取り込んだ固定資産管理システムが、本年12月末日でリース期間が満了することから、本年度に建設部の方で撮影しました新しい航空写真を取り込んだ新機種に更新するために、債務負担行為を設定するものでございます。

また、地域福祉施設建設借入償還補助金は、地域介護福祉空間整備事業により、社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム整備の借入れ償還に対する補助金でございます。

指定ごみ袋作成委託費は、来年度から新しくなる指定ごみ袋を今年度中に発注して前倒して作成するためのものでございます。

次に、第4条地方債の補正でございますが、9ページをお願いします。

第4表のとおり、公共土木施設災害復旧事業の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして歳出の方からご説明申し上げますので、まず23ページの方をお願い申し上げます。

23ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目電算情報管理費にネットワーク構築事業といたしまして445万2,000円を計上しております。これは、横手市地域情報化計画に基づきます地域イントラネット構築事業の基本設計に係る経費でございます。

26ページをお願いいたします。

3款民生費でございます。1項社会福祉費、2目身体障害者福祉費に身体障害児（者）補装具給付等事業といたしまして1,126万2,000円を計上しております。これは、身体障害児（者）の補装具の給付の実績見込みによる増額でございますが、現在までの給付実績が予想を上回って推移していることから、今回増額補正しようとするものでございます。

同じく身体障害者福祉費に身体障害者自立支援給付事業といたしまして385万4,000円を計上しており

ます。これは、障害者自立支援法の施行によりまして、身体障害者への新体系事業によります支援給付費でございます。具体的な事業といたしましては、障害者指定施設への入所等の支援費やデイサービス事業でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

同じく社会福祉費でございますが、3目知的障害者福祉費に知的障害者自立支援給付事業といたしまして1,128万2,000円を計上しております。これは、障害者自立支援法の施行によりまして、知的障害者への新体系事業によります支援給付費でございます。事業といたしましては、通所更生施設の支援費やデイサービス事業ほか、就労継続支援事業であります。

同じく4目精神障害者福祉費に精神障害者自立支援給付事業としまして865万3,000円を計上しております。これは、就労支援事業を行う事業所に対する支援給付費でございます。

次に、5目の高齢者福祉費に社会福祉施設整備事業補助金といたしまして4,000万円を計上しております。これは、地域介護福祉空間整備事業により社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム整備に対する補助金でございますが、本年度は国庫補助金を一般会計を經由いたしましてそのまま社会福祉法人に補助するものでございます。

次に、6目の医療給付費に福祉医療給付費単独分といたしまして2,013万8,000円を計上しております。これは、乳幼児やひとり親家庭に係る単独分の福祉医療給付費の増加見込みによる増額でございます。

7目の社会福祉施設費でございますが、次の28ページをお願いいたします。障害者支援施設整備事業としまして4,003万4,000円を計上いたしております。これは、障害者の通所授産施設を整備するための経費でございますが、横手地域の旧神産婦人科医院の2階と3階部分を改修いたしまして、20人規模の障害者の通所授産施設を整備するための経費でございます。

同じく民生費でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に延長保育事業といたしまして3,161万円を計上しております。これは、延長保育事業の給付基準に由来からの旧国庫補助基準を適用いたしまして、補助金を交付しようとするものでございます。

29ページでございますが、3目児童措置費に保育所運営費、すこやか支援事業費を含みまして4,216万6,000円を計上しております。これは、保育所への運営費の支弁に係る経費でございますが、保育単価の改正と入所児童数の増加による増額でございます。

5目児童福祉施設費に愛児園運営費として539万8,000円を計上しております。これは、県から交付される負担金において、心理療法職員の雇用加算等が確定したことによりましての増額でございます。

31ページをお願いいたします。

4款衛生費でございます。1項保健衛生費、5目老人福祉費に健康診査事業といたしまして1,419万6,000円を計上しております。これは、国庫補助要綱の改正によりまして、65歳以上の基本健診対象者に対しまして、口腔内検査や飲み込み検査、歩行検査などの生活機能評価の検査がふえたことによる委託料の増額でございます。

同じく老人保健費に後期高齢者医療広域連合事業といたしまして315万5,000円を計上しております。これは、先ほど議題となりました広域連合への派遣職員人件費の分担金でございます。

続きまして、6款農林水産業費、1目農業費、3目の農業振興費でございますが、34ページをお願いいたします。

中山間地域振興対策費といたしまして53万1,000円を計上しております。これは、中山間地域等直接支払交付金につきまして、平成14年度から平成17年度までの交付金に、本来対象外となるべき区域が含まれていたため、これを是正し、返納するための経費でございます。

同じく農業振興費でございますが、経営所得安定対策事業としまして300万円を計上しております。集落営農化に係る農業組織に対する助成でございますが、当初30組織を見込んでおりましたが、それを上回り、今回15組織分を増額しようとするものでございます。

6目の畜産振興費に肉用牛特別導入事業基金返還金といたしまして373万4,000円を計上しております。肉用牛特別導入事業基金は、旧増田町から引き継いだ定額運用基金であります。基金造成には国や県の資金も含まれておりました。家畜導入事業につきましては、国から基金の不用分の返還の検討を依頼されておりましたので、平成17年度末、基金の残高に対しまして、利子相当分を含む国費分を返還しようとするものでございます。

なお、家畜導入事業につきましては、合併時に、市単独事業である子牛導入貸付事業へ移行して存続しておりますが、今回の肉用牛特別導入事業につきましては、農家からの貸付金の返納が完了する平成21年度まで継続した後、廃止しようとするものでございます。

続きまして、37ページの方をお願いいたします。

8款土木費でございます。2項道路橋りょう費、2目道路維持費に街路灯・防犯灯管理費としまして623万3,000円を計上しております。これは、増田、平鹿、大森、十文字、大雄の各地域局の街路灯の修繕や電気料などに係る経費でございます。

38ページをお願いいたします。

4項の都市計画費、1目都市計画総務費に都市計画総務管理費としまして262万5,000円を計上しております。これは、中心市街地活性化法の改正に伴う国からの支援措置を受けるため、中心市街地活性化基本計画を改正するための経費でございます。

40ページをお願いいたします。

10款教育費でございますが、1項教育総務費、2目事務局費に事務局費經常分として105万円を計上しております。これは、本年度末で閉校を予定しております保呂羽小学校の閉校記念事業に対する補助金でございます。

44ページをお願いいたします。

5項保健体育費、3目体育施設費に横手地域体育施設費としまして489万1,000円を計上しております。これは、去る10月29日に発生いたしましたグリーンスタジアム横手への落雷により、被害を受けたまし

た夜間照明の照明灯や電気時計などの修繕工事に係る経費でございます。なお、この工事経費につきましては、共済から全額補てんされる予定になってございます。

次に、45ページでございますが、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目の道路橋りょう災害復旧費に、凍上災といたしまして3億8,006万1,000円を計上しております。これは、先ほど申し上げましたとおり、市道12カ所の災害復旧事業に要する経費でございます。

次に、13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費に6,178万3,000円を計上しております。これは、秋田県町村土地開発公社に対する償還金でございます。

以上で歳出は終わりますが、次に歳入でございますが、11ページをお願いいたします。

各款ごとの歳入は、その表の補正額の欄のとおりでございますが、今回の補正額6億9,272万4,000円の財源といたしまして、国・県支出金、市債、その他の特定財源に4億5,586万6,000円、一般財源では、普通交付税、繰越金などで2億3,685万8,000円を計上いたしまして、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 29ページの愛児園の運営費についてであります。愛児園もかつてのような入所している児童の方々もさま変わりいたしまして、両親が立派にありながら子育てができない、あるいはそういうふうな家庭内暴力というふうな、そういう特殊な環境の中での入所される児童が圧倒的に多いようでございます。そういうふうな意味で、この愛児園に従事している皆さんは、やはり市から管理委託されておるわけでございますが、ぜひ行政の目からもこの愛児園の実態を知っていただきたいというふうな気持ちが非常に強いようであります。

そういうふうな意味で、現在、行政が管理委託をしておりますが、実情はどうなのか、第1点を伺いたいと思います。

また、愛児園は定数がたしか30名だと思っておりますが、これは入所児童がおらなければおらないほどいいわけでございますが、しかし一方、経営からしますと、定員いっぱい措置されなければ、財源運営が大変だというふうな両面があるわけでございますが、今回補正された五百数十万円と措置費、あるいは現在の運営費の実態について、どうなっているのか、ひとつお伺いしたいと思います。

もう一点は、31ページの東部斎場の管理費でございますが、直接ではございませんが、東部斎場が非常に分かりにくいと、広域農道から入るのに非常に分かりにくいというふうな市民の声が非常に強いわけでございます。案内板は確かに立っておりますが、案内を分かる方はすぐ分かるわけでございますが、初めての方はなかなか分かりにくい。

この間の話でございますが、旧東部斎場で時間を待っておったと。しかし、いつまでたってもそういう火葬の状況はないということで、広域農道を通っておる方に聞いたところが、斎場は奥の方ですよと言われて、時間に若干おくれて来たというふうな会葬者の話を聞きまして、やはりもっと市民が、特に

新市でございますので、そういう方々があの広域農道を来たならばすぐ分かるような案内板をぜひ設置してもらいたいというふうな市民の要望が強いわけでございます。

この2点についてお伺いいたします。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 それでは、私の方から、前段の愛児園の関係についてお答え申し上げます。

議員仰せのとおり、30人定員でございます。愛児園とは、年間の利用の状況、それから現在、入所児童の関係についてどのような形での状況になっているか、そういった点については、私ども、施設に出向きまして、実態をつまびらかにしながら情報の交換を行ってまいりました。

今年度は、特にそうした、心に傷を持つといいますが、そういったお子さん方のいわゆる心理的なケアをしたいということで、県の方に手を挙げておったわけでございますけれども、心理療法士、この配置が認められました。ここで掲げております539万8,000円につきましては、この方に係る人件費、県から全額の助成でございますので、そういった形で今回補正で出させていただきます。

今後につきましても、定数と、それから入所者の関係でございますが、昨年の状況を見ますと、平均的には29名ほど入所しているというふうな状況でありまして、議員仰せのとおり、そうした子供たちが少なくなることは望ましいわけでありまして、経営的に見ますとそういった面もでございます。

私ども関係機関とは、そういった経営という観点からのみではなくて、そういう子供さん方の健やかなといいますが、育成を念頭に、そういった情報交換を全県的に行えるような形での連携をとらせていただいております。

以上であります。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 東部斎場の案内板についてですけれども、今、なかなか分かりにくいということで、市民の方々にご迷惑をおかけしたことについては、大変申しわけなく思っているところです。

サイン工事といいますが、この案内板の整備につきましては、新しい市になって、各施設案内板の整備についてはいろいろ課題も残っております。それで、東部斎場に限らずこの案内板の整備については、全市のその各施設の整備計画の中で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤委員。

16番（齋藤光司議員） 37ページ、8款土木費、道路維持費、街路灯・防犯灯管理費623万、これに関連してでありますけれども、これはどうしても部長に聞きたいんでありますけれども、十文字地区で今、木下バイパスが完成をいたしました。そういう中で、当初、部落の入り口については、少なくとも街路灯がついておった。防犯灯もついておった。しかしながら、路線が新しくなったために、その入り口、進入口、分からないかもしれないけれども、沢田、木下の2カ所、そういう部分について、今、非常に暗い。古四王神社まで行ってしまったと、ハクチョウの案内板を見て行ってしまったということが

あり得る。これを私はここで言うのは、相手が県道だ、県道のその要するに陳情して採択をしてもらってつくる時に、そういうものを最初から何で要望しないんだろう、要望できないのかと、そういうシステムなのかということが1点であります。

そしてまた、できないのであれば、市費で、完成と同時にそれができてから、やっぱりその完成パレードをやるべきでないか。どうも片手落ちだと、私は、せっかくの道路が生かし切れておらないと。これは木下バイパスだけの問題でなくて、各地区で県道等のバイパス工事があった場合に起こり得る問題だと。そういう問題についてどう対処なさるのか、お尋ねをいたします。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 バイパスをつくる際に何で要望しなかったのかという話でありましたが、大変申しわけございませんが、ちょっと、私、その事情を承知しておりませんので、それはしっかり調査をします。それはそれとしましても、暗いという、バイパスができることによって暗くなったと、あるいは道路を整備することによって、かえって前より環境が悪くなったということであれば、それはまた対応をしっかりしなきゃいけませんので、現地を調査したいと思いますので、時間をいただきたいと思ます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。19番堀田議員。

19番(堀田賢逸議員) 23ページのテレビの難視聴の解消事業ということがありますけれども、これから地デジが始まっています、今、例えば山沿いの方はまだ普及されていないと思ますけれども、これからだと思ますけれども、これは何を指して、テレビって、何のテレビを指してやっているのか、内容を若干教えてもらいたいと思ます。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 これは、広がった地域内に建物、あるいは地形も含めまして、ちょっとテレビが見えにくいという話がまま市に来ます。その都度調査を会社の方に頼みますとかなりのお金がかかるということで、今回、市の方で、簡易的にそういう調査ができるものが売られていましたので、それを市の方に設置して、見えにくいというところに、それを使ってどの程度なのかというのを調査したいということで、機器の購入費でありますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 19番堀田議員。

19番(堀田賢逸議員) それで、現在のテレビということですか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 地上デジタル放送についてのものです。

田中敏雄 議長 ほかに質疑。12番土田議員。

12番(土田祐輝議員) 28ページですけれども、今回、神産婦人科跡地を授産施設に活用したいというようなことで、建物の改修費、それから底地までの買収費入っていますが、ちょっと疑問に思うのは、今回、身体障害者の授産施設が2階、3階につくるというような計画であります。1階が確か健康の駅

の事務所でありますので、健常者が1階で身体障害者が2階、3階にというのはちょっとなかなか理解できないなと思っています。確かにエレベーターは3階までありますけれども、できればそこら辺、逆にしてもらって、その後、利用頻度、使い勝手等々を考えますと、私はどうしてもやっぱり1階、2階がこの授産施設の施設としては適当ではないのかなと思っていますので、そのあたりの見解等々についてお知らせいただきたい。

それからもう一点は、確かあの建物は、築、恐らく30年を超えていると思うんですよ。この後、耐震構造等々を含めまして、果たして今、2,000万ぐらいの予算をつけて改修しても、この後どれだけ使えるのか、そのあたり検討しているのか、この2点をひとつお知らせいただきたい。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 確かに作業、あるいは生活介護をいたしますので、1階の方が利便性はあるだろうということについて、私どもも考えました。今回、19年4月から現実的に運用を開始したいというふうに考えてございますけれども、当初は、利用される方々の負担等を含めまして、昼食といいますか、食事については家庭から、親御さんからつくっていただいて持ってきていただくというような形にしております。ただ、今後、この利用の状況を見ながら、あるいはそういう要望に応じて給食等を出すとすれば、あそこに厨房設備も2階、3階にございますので、そういった利用も併せて考慮をさせていただいた。

それから、特にこの建物は、当時の先生の建物であったわけでありまして、生活の拠点といえますか、診療行為をしない場所が3階にございました。そういった意味では、畳の部屋と、あるいは横になって休めるような、そういった環境も整ってございましたし、エレベーターもございましたし、そういうことで今回は2階、3階でも十分対応できるという判断をしたものでございます。

なお、本建物は、昭和54年に建築されておまして、間もなくといえますか、30年近くなるうとしております。私ども、今回の障害者自立支援法もそうでございますけれども、3年なり5年なりに見直すというふうな状況もございます。それから、今後の需要の動向、そういったものについても十分考えていかなければならないだろうと。

それからもう一つは、先だっても全員協議会でもございますけれども、駅前の再開発といえますか、公的ビルが建設されるというふうな計画であるわけですが、そういった利用の形態の中で、私ども担当としては、そういった障害を持つ方も健常の方と一緒に、軽度の方になるのか、そのあたりはちょっとこれからの検討になるわけですが、そういったことも併せて考えなければなりません。当面、まず現行法の関係からいきますと、10年はここでやれるのではないかというふうな判断を下しておるところでございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに。8番上田議員。

8番（上田隆議員） 37ページに8款の土木費、2項道路橋りょう費がありますけれども、ここの数字

に直接関係のある話ではありませんけれども、せっかくの機会でありますので、ちょっとお願いをした
いわけではありますが、実は横手大森大内線があるわけではありますが、長年の懸案でありましたトンネル
や、あの奥の方の上八沢木地区までできまして、ほぼ完成の域にあるわけであります。

この最初の時期に、昭和40年の後半だったと思いますけれども、大森地区から八沢木の上溝地区とい
うところがありますけれども、そこに至る、2キロぐらいあるでしょうか、その区間でありますけれ
ども、道路のほかに両側に歩道をつけるというようなことで、用地の買収が行われたわけであります。
ところが、工事にかかりますと、その後の時間の経緯もあったわけでありますけれども、今の交通量で
あれば片側で済むというようなことで、片側だけ歩道をつけまして、それですと長期間放置されてお
りました。

今、横手大森大内線が奥の方までできましたので、最近になりまして、放置されておった片側の方を
工事を始めてきたわけでありますけれども、その工事の仕方が大変粗雑だと、とても、今、普通にやっ
ているような丁寧な工事とはかけ離れたような感じの工事、粗雑な工事がされているわけであります。
まだ完全に2キロできておりませんけれども、最初にやった方が、もう半年ぐらい経ちますと草が生え
てきまして、何か、せっかくやってもらったんだけれども、そのありがたみが薄れるといいますが、こ
れではこの先どうなるのかなというような状況になっております。

どういうことで、そのような粗雑な工事で済ませようとしているのか、その辺の事情もちょっと分か
りませんで、こういう機会でありますので、ちょっとお知らせをいただきたい。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 今、議員がおっしゃったのは、県道主要地方道横手大森大内線の区間だろうとい
うふうに思います。そういう関係で、県が実際施工されているわけありますから、その現場がどうい
う状況か、私、今、この場ではちょっとお答えできるような状況にはありませんので、議員がおっしゃ
ったその工事内容等々について、どうということなのか直接県の方に問い合わせをして、後でお知らせ
したいと思います。

よろしくどうぞ。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） 26ページをお願いいたします。

先ほど財務部長の方から説明ありました、身体障害者自立支援給付事業385万4,000円ということで、
その上の方を見ると、障害者のデイサービス事業、あとは訪問入浴事業など減額されておるわけですけ
れども、この減額の何でこうなったかという、法の改正とかいろんなこの今の改正に伴うサービスの体
系の改正によるものだと思いますけれども、これによってサービスの変化はどのような変化があったの
か、また、それによって利用者が使用する度合いの変化とか、あとはその使っている方々が料金体系で
使わなくなったとか、そういう変化があったらお知らせ願いたいと思いますけれども。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 実は私も今回の補正を見ますと、民生費関係が非常に多くて、12月にこんなに多いということで、ちょっと私も年度途中でというふうな思いはございます。

ただ、今回の自立支援法のいわゆる細部、国でどういった費用を決めまして、どういう形で地方自治体へ出すのかということについての詰めが、当初予算の段階では十分されておりませんでした。この説明会が秋田県で開始されたのが9月6日でございます、その時点ではもう9月議会が開催されているというような状況下でした。当然、その細部的な説明を受けまして、私どもも事業を精査しなければならなかったわけですので、今回の12月補正になったということです。

今回、減額はいろいろあるわけですが、実は施設についても新しい就労支援体系に移行していくということについては、一定の経過措置期間というものがございます。したがって、当面の間は、自立支援費で支給する事業と、自立支援法に基づいてこの給付事業、あるいは支援事業というふうに2段階構えで、経過期間が満了するまでは進まざるを得ないということで、今回、当初明らかになっていなかった部分については減額をいたし、新規の事業に増額の補正をお願いしたいということです。

この関係についての利用の変化でございますけれども、1割負担になって喜んでいる人はいないかとは思いますが、サービスを止めたというふうな事例は、今のところ横手市ではございません。この26ページで、むしろ、先ほど財務部長が説明いたしましたとおり、説明の3行目の補装具給付等事業については1,126万2,000円の増額補正をいたしておりますけれども、逆にその1割負担になるということで、9月までのそういう申請が非常に多かったというふうな点はございました。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。33番小笠原議員。

33番（小笠原恒男議員） 今の福祉事務所長の問題に関連してましてちょっとお伺いしたいと思います。

今、3障害の障害者自立支援法が適用になりまして、10月からスタートしているわけですが、10月、それから11月になりますと、この法の非常に不適用といいますか、欠陥が表れてまいりまして、公明党さんのおかげをもちまして、約5年間に2,500億の補助制度が何かできそうな気配でございます。そして、12月に国会で補正に250億でしたか、かかりそうなんですけれども、多分通ると思いますけれども、そうなりました場合、今の補正との絡みの中でこれが通りますと、この次の3月の段階のときに多分、これは利用者の1割負担の軽減と施設の運営支援に対する補助金が増額になるはずと思っております。そうなりますと、今、補正を起こしても、またそのときには減額というようなことが出てくる可能性があるのでしょうか、そこら辺のところ。

それから、さっきちょっと、サービスが非常に低下してしまっていて、不自由を感じていないというようなことのように私、聞こえましたけれども、やはり今、利用が日額になりまして、週5回行っている人は3回に減らしたり、食事サービスを受けていたのが高くて自分で弁当を持っていったりというようなことは、現実には起きているのが現状ですので、そこら辺のところも少しご認識を改めていただきたいな

と思っております。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 先般の新聞を見まして、そういった、いわゆる18年度中にも今の障害者自立支援法の中身について見直しをするんだと、補正を組むんだというふうなニュースが載っておりました。ただ、その具体的な中身になりますと、まだ私どもにはそういった情報が入っていない状況です。自立支援法そのものが、いわゆるこの18年度、私ども市の予算を組む段階でも詳しい中身というものが示されておらなかったというふうな背景がございまして、走りながら進むといいますが、そういった状況下にあるかというふうに思います。したがって、その中身の関係によってですけれども、3月の段階で予算の調整というのはあるのかなというふうには思っております。

それから、後段の関係についてですけれども、私は各施設については、利用を止めたりした人はいないかということで確認しておりましたけれども、そういった方についてはおらないということもございましたけれども、そういった点についても十分配慮をいたしまして、今後事業を進めてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、お手元に配付しております付託表に記載のそれぞれの委員会に付託いたします。

会議時間の延長

田中敏雄 議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議案第288号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第62、議案第288号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第288号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページ、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,814万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億1,116万6,000円に改めようとするものでございます。

歳出から説明いたしますので、8ページをお開き願います。

8ページ、9款1項2目の退職被保険者等保険税還付金は、50万円の増額補正をしております。これは、退職者に係る国保税還付金が40万ほど支出済みとなっておりますので、今後の支払いを見込んで増額補正するものでございます。

次に、3目の償還金ですが、6,215万2,000円の増額補正をしております。これは、平成17年度の退職者医療交付金の確定による返還金1,348万1,000円と、療養給付費等国庫負担金の確定による返還金7,367万1,000円に係る増額補正であります。

10款の予備費は、補正財源として4,450万6,000円の減額補正をいたしております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願いたいと思います。

9款の1項1目の療養給付費交付金繰越金は、1,151万9,000円の減額補正でございます。これは、退職者の医療に係る平成17年度療養給付費交付金の確定により、繰り越し額を減額補正するものでございます。

2目のその他繰越金の2,966万5,000円の増額補正ですが、これは、17年度の決算に伴い、繰り越し額が確定したことによる増額補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第289号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第63、議案第289号平成18年度横手市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第289号平成18年度横手市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出内の補正でございます。

歳出の補正内容につきましてご説明いたしますので、4ページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目の償還金を8万4,000円増額し、2款2項1目の一般会計繰出金を8万4,000円減額する補正でございます。これは、平成17年度の老人医療給付費に係る支払基金からの交付金、国庫負担金、県負担金及び市町村負担金が確定したことに伴う補正でございます。6月補正において、確定見込みにより補正をしておりましたが、今回、決算により実質額が確定したことによる補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第290号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第64、議案第290号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第290号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出にそれぞれ300万円を追加いたしまして、総額を65億4,255万1,000円としようとするものでございます。

次のページ、3ページをお開き願いたいわけですが、今回の補正の概要についてお話し申し上げます。

今回の補正では、当初見込んだ中でのいわゆる施設でなく居宅サービスの増加がございました。こういう状況を踏まえまして、歳出の介護保険給付費の総体の中で、それぞれの科目へ予算の調整を図ったということでございます。

なお、300万円の増加補正をしておりますけれども、これにつきましては、介護の認定調査の関係でございまして、これについて一定期限があるわけございまして、期限が来ますと、再度申請して判定をしていくというふうな調査がございまして、これが当初見込んだ数値よりも800件ほど増加しております、これに係る調査費と、それから通信運搬費、これの補正をお願いしたものでございます。

それでは、大変恐縮ですが、この総括の関係のところでご説明させていただきます。

3ページの関係でございまして、歳出から申し上げますが、1款の総務費につきましては、今、ただいま申し上げました認定審査の関係の所要の通信運搬費、あるいは調査委託料、それから主治医の意見書作成委託料などに係る経費としてお願いしようとするものでございます。

なお、2款の給付費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、介護予防サービスの関係でございまして、これも見込みで、今年度から始まりまして予算化したわけでございますけれども、全体的にはまだ認定の数がそう多くございません。そういったことから、全体的に居宅介護サービスが伸びているというふうな状況に合わせまして、保険給付費をそれぞれその額内で調整を図ったものでございます。

次に、2ページの歳入の関係でございまして、歳入の3款国庫支出金、それから県支出金につきましては、それぞれ歳出の保険給付費に合わせまして、国・県の負担割合に基づいての調整したものでございます。これは、いわゆる三位一体改革に基づく税源移譲等の関係で、居宅系の介護給付費と施設系の介護給付費につきまして、国と県でそれぞれ負担率が違っておるというふうな関係での調整をお願いするものでございます。

なお、今回の事務費の増加によりまして、8款繰入金では300万円の一般会計の繰り入れをお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第291号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第65、議案第291号平成18年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第291号平成18年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

1ページ、第1条でございますが、歳入歳出にそれぞれ339万円を追加いたしまして、総額を9,389万5,000円にしようとするものでございます。この関係につきましても概要についてお話し申し上げたいというふうに思いますが、実は今回、この新しく予防というふうな考え方の中でこの特別会計が設けられたわけでございますけれども、厚生労働省では、このモデル事業として事業の継続的評価分析を行うことになりました。実は秋田県内では当横手市だけでございます。私の方だけでございますが、この事業全額、国の交付金によりまして、横手市がアンケート調査やら事業の状況についてのそのシステムに入力をいたしまして、国では、全国的にこの事業がどのような状況下で進んでおるかというふうな、いわゆる分析を行うものでございます。こういった事業を行うために補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

5ページは、5款1項国庫補助金でございます。これにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、国から分析事業として339万円が入ってくるということでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの関係でございます。1款2項3目の関係でございますが、継続的評価分析支援事業として、歳入と同額の339万円を計上しております。事業に係る主な経費でございますが、データの入力業務に従事いたします非常勤職員の報酬2名分、それから調査協力者、これは実際にサービスを利用している方等への謝礼といいますが、報償費的な関係、そういった経費をお願いしております。

なお、備品購入費10万円につきましては、この調査表につきましては、個人情報にもかかわることでございますので、これの保管庫を1つ購入したいということでお願いしております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第292号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第66、議案第292号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第292号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出にそれぞれ595万5,000円を追加いたしまして、総額を3億3,512万2,000円としようとするものでございます。

今回の補正は、主に燃料費等の値上がりに伴う増額が主なものでございますが、歳出からご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目通所介護事業の関係です。これは11節需用費でございますが、燃料費39万1,000円の追加が主なものでございます。

その次の2項の1目の関係でございます。これについても、需用費の26万6,000円が大きいものでございます。

なお、人件費等の関係がございますが、合併した際、それぞれの町村の職員の給与については、違いがあったわけでございますけれども、10月1日付で現業職の職員の給与の格差是正が行われたということで、この関係で給与、手当等についての補正がございます。

7ページをお願いいたします。

7ページは歳入の関係ですが、繰入金を増額は、燃料費等の増額から、一般会計から95万9,000円の繰り入れをお願いするものでございます。

5款の繰越金につきましては、先の決算議会・委員会でご審議いただきましたけれども、繰越金を計上するものでございます。

雑入につきましては、介護実習生を受け入れしてございまして、その関係に伴う収入でございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第293号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第67、議案第293号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第293号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページでございますけれども、歳入歳出にそれぞれ946万6,000円を追加し、総額を7億3,740万4,000円にしようとするものでございます。

歳出からご説明いたします。8ページをお願いいたします。

歳出1款1項施設管理費については、716万6,000円の増額補正であります。1節報酬につきまして324万3,000円をお願いしてございます。これは、ただいま30床増床中ですが、19年4月からこの増床分の具体的に入所を受けていくというふうなことになりまして、この介護に当たる職員、非常勤職員なわけでございますけれども、この職員のいわゆる今年度中に研修を行う、そういったための人件費に係るものでございます。

また、12節の役務費につきましては、浄化槽の検査手数料等の分でございます。

2款1項施設介護サービス事業費の関係でございますけれども、11節は光熱水費等の支出見込み額により230万円ほど増額補正をお願いしたいというものでございます。

7ページにお戻り願います。

7ページの関係でございますけれども、この財源に充てるために繰越金から946万6,000円を補正したいということでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第294号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第68、議案第294号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第294号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページですが、第1条では、歳入歳出にそれぞれ359万2,000円を追加し、総額を8億1,044万3,000

円にしようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

8ページの関係でございます。2款1項1目の施設介護サービス事業費の関係でございます。この人件費がございますけれども、これにつきましては、雄水苑同様、来年4月から20床の増床で開所されます、介護に従事する職員の研修を今年度中から行いたいということでの人件費に係る分でございます。

それから、ここでは給料、職員手当等減額してございますけれども、これは介護職員、看護師の職員が本年、年度途中で退職されたため、この関係についての減額をしたものでございます。需用費については、燃料等の値上がりによるものでございます。

2款2項の居宅サービスについても、同様のものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入の関係でございますけれども、この財源に充てるため、繰越金から359万2,000円を補正いたしまして、財源調整を図りたいというものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第295号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第69、議案第295号平成18年度横手市特別養護老人ホーム憩寿園特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第295号平成18年度横手市特別養護老人ホーム憩寿園特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条では、1ページでございますが、歳入歳出それぞれ236万5,000円を追加し、総額を2億6,663万1,000円にしようとするものでございます。

歳出からご説明いたします。9ページをお願いいたします。

9ページの関係でございますけれども、1款の1項1目一般管理費の関係でございますけれども、これは、施設の維持管理に係ります人件費と需用費、燃料等の値上がりによります燃料費の補正でございます。

7ページをお願いいたします。

7ページの関係、歳入ですが、サービス収入です。1款1項で761万4,000円及び2項の自己負担金収入で244万1,000円のサービス収入の減額をしております。これは、介護保険制度の改正によりまして、

単価改正等ございまして、今回減額をお願いしたいものでございます。

なお、この減額、そして歳出の財源調整といたしますために、3款繰入金で256万円の一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第296号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第70、議案第296号平成18年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第296号平成18年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページですが、歳入歳出にそれぞれ176万5,000円を追加し、総額を2億9,473万円にしようとするものであります。

今回の補正でございますけれども、人件費の支出見込みによる調整と、それから施設の維持に係ります燃料費の単価増によりまして、これによって補正をしたいということでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費164万4,000円の増額でございます。これは、主に非常勤職員の長期病気休暇による報酬等の減額、そして11の燃料費の単価による増額でございます。

2款2項1目の在宅老人デイサービス事業費の増額は、冬期、冬の間の送迎時の職員の時間外等に関しましての補正が主なものでございます。在宅ショート事業も同様でございます。

7ページにお戻り願います。

これらの財源に充てるため、4款1項繰越金に176万5,000円の補正をお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第297号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第71、議案第297号平成18年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第297号平成18年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページ、第1条でございますが、歳入歳出にそれぞれ153万1,000円を追加し、総額を4億5,987万2,000円にしようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目一般管理費は43万1,000円の増額補正であります。これは、重油の単価の値上がりによるものが主なものでございます。11の需用費でございます。

2款の1項についても、同様の理由での需用費の補正でございます。

9ページの関係でございますが、短期入所介護事業費67万9,000円の増額ですが、これは短期入所者の年度末までの給食事業に係る委託料の補正の増額のお願いでございます。

7ページにお戻り願います。

これらの財源に充てるため、3款1項1目繰越金に153万1,000円の補正をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第298号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第72、議案第298号平成18年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第298号平成18年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、本特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ25万6,000円を追加し、予算の総額を1,093万4,000円に改めようとするものであります。

主な内容について歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

1款1項1目居宅介護支援事業費に25万6,000円を追加しております。その内容は、人件費に14万1,000円、需用費に燃料費として11万5,000円を追加したものであります。

次に、歳入であります。5ページの歳入歳出事項別明細書の歳入をお開き願います。

2 款繰越金に前年度繰越金25万6,000円を計上し、収支の均衡を図ったものであります。

以上であります。どうかよろしく願います。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第299号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第73、議案第299号平成18年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木 大森町区長 ただいま議題となりました議案第299号平成18年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、本特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ164万8,000円を追加し、予算の総額を5,489万円に改めようとするものであります。

主な内容について歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目の管理費に138万3,000円を追加いたしております。その内容は、施設管理費として燃料費、光熱水費に113万1,000円、備品購入費に15万1,000円を追加したのが主なものであります。

2 款 1 項 1 目の通所介護事業費26万5,000円の追加につきましては、利用者の送迎に係る運転手の賃金を追加したものであります。

次に、歳入であります。5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入をお開きいただきます。

2 款の繰入金に32万4,000円、3 款繰越金に前年度繰越金124万4,000円、4 款諸収入に雑入8万円を計上し、収支の均衡を図ったものであります。

以上であります。どうかよろしく願います。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第300号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第74、議案第300号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第300号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページでございますが、歳入歳出にそれぞれ32万6,000円を追加いたしまして、総額を2億568万4,000円にしようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

6款諸収入、2項雑入の関係でございますけれども、これは園生の作業収益金でございます。今年度、スノーボールの発注がございまして、この関係で32万6,000円の収入ということになります。

歳出、5ページの関係です。

1項の事務費につきましては、職員の退職等が年度途中であったところですので、この関係に係る人件費を減額したものでございます。

2款の事業費の関係でございますが、11節の需用費は、スノーボール、除雪の際の目印になるポールでございますけれども、これも引き続き来年度といいますが、受けたいということで、今からさらし竹を購入いたしまして、園生の方に備えて作業していただくというための購入費の関係でございます。

それから、14の使用料及び賃借料につきましては、今年度の必要額を精査いたしまして減額しようとするものでございます。

なお、予備費につきましては、これらの財源を振りかえ調整したものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第301号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第75、議案第301号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第301号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ186万8,000円を追加し、総額をそれぞれ1億1,003万1,000円に定めようとするものでございます。

6ページの歳出からご説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、人件費、支払い消費税の増によるものでございます。

2款1項1目簡水維持管理費は、水質検査手数料、修繕費、消火栓設置工事等による増でございます。

歳入につきましては、3ページの事項別明細書に記載のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第302号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第76、議案第302号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第302号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ197万5,000円を減額し、総額をそれぞれ1億1,771万3,000円に定めようとするものでございます。

7ページの歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、人件費の減であります。人件費でございます。

2款1項1目維持管理費は、修繕料、あるいは水質検査手数料を増額してございます。

また、次のページ、8ページですが、2款2項1目施設整備費では、中央地区の認可変更を予定してございましたが、水道事業計画策定中でございまして、この関係から委託を中止してございます。また、消火栓設置工事費を増額してございます。

次に、歳入につきましては、5ページでございます。

2款の水道使用料が当初見込みより、精査の結果、611万円落としております。それから、不足額につきましては、基金の繰り入れとして収支の均衡を図っております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第303号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第77、議案第303号平成18年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第303号平成18年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万6,000円を追加し、総額をそれぞれ3,482万7,000円に定めようとするものでございます。

これにつきましては、人件費と、それから前田浄水場の維持管理費の増に伴うものでございまして、その財源といたしまして、県道改良に伴います配水管布設がえの補償金を充てようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第304号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第78、議案第304号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第304号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ164万2,000円を追加し、総額をそれぞれ2億696万1,000円に定めようとするものでございます。

内容といたしまして、人件費、施設の維持管理費といたしまして、水質調査手数料、あるいは修繕料などの不足が見込まれることから、繰越金を充てまして収支の均衡を図ろうとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第305号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第79、議案第305号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第305号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ300万8,000円を追加し、総額をそれぞれ35億6,256万6,000円に定めようとするものでございます。

その内訳でございますが、6ページの歳出にありますように、人件費の増でございます。特に時間外関係でございます。

事業費では、単独事業費として工事請負費から委託費の予算の組み替えを行っております。

歳入につきましては、3ページの事項別明細書のとおりでございますので、省略させていただきます。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） 6ページと7ページにかけてですけれども、今、部長の方から人件費関係、特に時間外勤務手当の増加ということを言われましたけれども、特にこの水道事業に関しては、どこの項目を見ても、この時間外勤務手当というのがいつも突出しているわけですが、この管理職として、時間外に対する認識はいかにしてどのような指導をしているのかをちょっとお知らせください。

田中敏雄 議長 上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいまのご質問についてでございますが、私どもとしましては、時間外についてはその適正な範囲内というふうなことで進めているわけですが、最近、いろいろ工事発注等が行われますが、入札等で金額的にある程度下がった形で受注されている形がございまして、補助事業等の関係がございまして、その分を返還するというわけにもいきませんし、貴重な財源でございますので、さらに発注するというふうな形で、当初から計画していたものより大きなというか、数的に多い発注工事等があります。そういった場合に、設計等の形でどうしても時間外等が多くなっている形がありますので、そこら辺は健康に十分注意していただいて、その範囲内でやっていただきたいと思っております。

田中敏雄 議長 6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） 水道事業に関しては、まず、先の機構改革の中で、建設部と水道部でいろんな形、人事の入れ替えというか、人の異動はありましたけれども、そういう異動によって、こういう不安は解消されると思ったんですけれども、その異動前と異動後の時間外の日数とかいうのには変化があったんでしょうか、その辺、お知らせください。

田中敏雄 議長 上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 今現在、手元にその時間外等についての数字的なものは持っておりませんが、特にこの下水道事業関係につきましては、下水道はある程度落ちついたんですが、その工事の発注の状況によりまして事業等が増えていることは間違いございませんので、その関係の時間外が多いと思って

おります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。18番高安議員。

18番（高安進一議員） 今の柿崎議員の質問に対する部長の答弁にちょっと分からないところがございますので、ちょっとお伺いしたいと思います。

柿崎議員がただいま時間外の件についての質問でしたけれども、その答弁の中で、補助金を返すのがもったいないから、事業が増える分云々という、そういう答弁があったと思いますけれども、そういう答弁じゃなかったんですか、一応確認したいと思いますけれども、お願いします。

田中敏雄 議長 上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 下水道事業についてでございますが、補助金は国からいただいております、その範囲内で有効に活用すべきものだと思っております。ある程度、今現在ですと、想定した事業量として、工事箇所と申しますか、そういう形で当初予定しておりますが、それで私ども進めておりますが、入札等の結果で、事業費としてまたある程度出てくる場合が結構ございます。それをさらに活用するために、工事発注というような形で、それが当初予定していなかったというようなこともございますので、新たな作業量が増えますので、そういった形で時間外等が増えるというようなことだと私は考えております。

田中敏雄 議長 18番高安議員。

18番（高安進一議員） よくあることでございますけれども、その余った分を、例えば500メートル工事するところを、安くできたから返すのはもったいない、貴重な財源であるので、もう50メートル延長するとか、そういうような使い方をするわけですか、それをもう一度お伺いします。

田中敏雄 議長 上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 事業そのものを進捗させて、水の循環環境を整えたいというのが一番のところでございます。そういう形で進めるわけでございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第306号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第80、議案第306号平成18年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第306号平成18年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ731万円を追加し、総額をそれぞれ4億7,347万4,000円に定めようとするものでございます。

その内訳であります、8ページ、歳出にありますように、2目施設管理費であります、大森地域局の監視処理施設の制御盤の修繕、あるいは光熱費と、それから十文字地域局の今泉処理施設の汚泥ポンプや流入槽、破碎機修繕等が主なものとなっております。

歳入につきましては、5ページの事項別明細書のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第307号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第81、議案第307号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第307号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万3,000円を追加し、総額をそれぞれ7,782万1,000円に定めようとするものでございます。

その内訳でございますが、人件費でこれも時間外手当に充てようとするものでございますが、よろしくお願いたします。

歳入につきましては、3ページの事項別明細書にございます。

よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第308号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第82、議案第308号平成18年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森病院事務局長。

大極勇一 市立大森病院事務局長 ただいま議題となりました議案第308号平成18年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額63億4,446万1,000円にそれぞれ1億3,782万5,000円を増額し、補正後の予定額を64億8,228万6,000円とするものであります。

第1款市立横手病院については、1億400万5,000円を増額するものであります。

医業収入では、入院収益、外来収益及び医療相談収益の増加による追加補正であります。

支出では、化学療法治療、成長ホルモン治療等の患者さんの増加に伴う薬品費や診療材料費、燃料費を追加し、減価償却費を減額しようとするものであります。

また、医業外費用では、企業債利息へ追加し、特別損失では医師住宅用地売却による固定資産売却損を追加補正するものであります。

第2款大森病院は、3,382万円を増額するものであります。

医業収入については、入院収益、外来収益及び公衆衛生活動費の増加による追加補正であります。

医業外収益では、健康づくり事業に対する国保会計からの繰入金を追加し、患者外給食を廃止したことによる患者外給食収益を減額しております。

支出では、医師の1名増員や介護職員の委託費からの振りかえによる給与費と材料費を増額し、経費を減額するものでございます。

医業外費用では、患者外給食材料費を減額しております。

また、特別損失では、17年度で仮納付した過年度分の消費税が確定したことに伴う差額分を今回追加するものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条では、資本的収入の予定額を補正するものです。

第1款市立横手病院の資本的収入について、医師住宅用地売却による固定資産売却代金の追加補正であります。

なお、支出の補正はございません。

第4条では、大森病院の職員給与費の額を9億9,659万8,000円に改めようとするものでございます。

また、第5条では、たな卸資産の購入限度額を15億2,057万5,000円に改めるものであり、横手病院が11億9,301万2,000円に、大森病院が3億2,756万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） 6番。1点お願いいたします。

昨日ですか、一昨日ですかね、新聞に、小児科医が横手の病院で日曜日の診察、夜間やってもらうという話がありましたけれども、12月、昨日からですか、一昨日からですか、来てもらってやっているんですけれども、ちょっと私、この見方はよく分からないんですけれども、そういう医師に対する給与と

か、そういう経費はどこにどういう形で補正になっているんでしょうか、教えてください。

田中敏雄 議長 横手病院事務局長。

菊谷昭信 市立横手病院事務局長 お答え申し上げます。

新聞報道で報道されました内容につきましては、市内の開業医の先生と平鹿総合病院の小児科の先生が、日曜日の時間帯に救急について約3時間程度診療に当たるということでございます。その報酬については、診療報酬から上がってきます平鹿病院の収益の中から、それぞれ担当される小児科の開業医の先生に支払われるという状況でございます。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第309号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第83、議案第309号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第309号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第2条です。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款水道事業収益は、4,600万円を減額し15億6,207万7,000円とするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項営業収益は、消火栓設置負担金として50万円を計上してございます。

第2項営業外収益は、4,650万円の減額となっております。これは、水道事業計画策定委託業務と給水台帳システム整備委託業務を計上してございましたが、検討の結果、4条の資本的収支に計上すべきものとして組み替えするものでございます。

支出、第1款水道事業費につきまして、同様な形で減額してございます。

第3条資本的収支の不足額5億2,434万3,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金からの補てん額を5億572万5,000円に改めようとするものでございます。

次のページにまいりまして、収入、第1款資本的収入は、2,261万5,000円の減額となっております。これは主に大雄地域へ配水設備整備事業を計画してございましたが、今回見合わせたことによりまして減額になったものでございます。それから、他会計補助金から出資金への組み替えというようなことございまして、他会計補助金はゼロとなっております。

支出、第1款資本的支出、同じく2,268万5,000円の減額となっておりますが、同様に、大雄関係の事

業の中止によるものが大きなものでございます。

続きまして、第4条企業債でございますが、同じく大雄関係事業の中止による変更が大きなものでございます。

5条につきましては、議会の議決を経なければならない、流用することのできない経費について定めてございます。

6条につきましては、他会計からの補助金を改めてございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

休会について

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明12月5日から12月10日までの6日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明12月5日から12月10日までの6日間、休会することに決定いたしました。

12月11日は午前10時より本会議を開きます。

散会の宣告

田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時30分 散会